令 和 ８ 年 度 第 ２ 回 鴨 川 市 環 境 審 議 会 次 第

日時　　令和８年１０月１３日（火）
　　午後２時から
会場　　鴨川市役所　４階４００会議室

１　開　会

２　会長あいさつ

３　市長あいさつ

４　議　事

（１）　第３次鴨川市環境基本計画の骨子案について【諮問】

【本件については、本日の意見等を踏まえ、今後、素案を作成し鴨川市環境審議会長からの答申へ向けて、継続審議を行うこととする。】

（２）　一般廃棄物処理手数料の改定について【諮問・答申】

【本件については、鴨川市長からの諮問に基づき審議を行った結果、承認とされたため、鴨川市環境審議会長から答申を行った。】

５　報　告

（１）田原地区メガソーラーについて

６　その他

（１）次回の開催予定等について

７　閉　会

鴨 環 第 ５ ９ ５ 号

令和８年 10 月 13 日

鴨 川 市 環 境 審 議 会

会 長　　飯 塚　和 夫　様

鴨川市長　佐々木　久之

第３次鴨川市環境基本計画の策定について（諮問）

このことについて、鴨川市環境条例第８条第３項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

１．諮問事項　　第３次鴨川市環境基本計画の策定について

※　参考資料（第３次鴨川市環境基本計画　骨子案）

鴨 環 第 6 4 9 号

令和８年 10 月 13 日

鴨 川 市 環 境 審 議 会

会 長　　飯 塚　和 夫　様

鴨川市長　佐々木　久　之

一般廃棄物処理手数料の改定について（諮問）

このことについて、鴨川市環境条例第８条第３項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

１．諮問事項　　一般廃棄物処理手数料の改定について

※　参考資料

〇鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

別表第 1(第 24 条関係)

1　ごみ(し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物)

改定案

令和８年 10 月 13 日

鴨川市長　佐々木　久　之　様

鴨川市環境審議会
会長　飯　塚　和　夫

一般廃棄物処理手数料の改定について（答申）

令和８年 10 月 13 日付け、鴨環第 649 号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

本審議会は、鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第２４条に基づく一般廃棄物処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物）の改定について、慎重に審議した結果、市の財政等適正化基本方針、社会情勢の影響を考慮するとともに、近隣市町の状況を鑑み、次のとおり手数料の改定を図ることが妥当であるとの結論を得ましたので答申します。

なお、施行にあたっては、市民、事業者への影響を考慮するとともに、手数料改定の必要性を広く周知し、理解を得ることを望みます。

一般廃棄物処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物））の改定

１　市が収集運搬するもの
燃やせるごみ指定袋 20 リットル 1 袋につき 30 円とすること。
燃やせるごみ指定袋 45 リットル 1 袋につき 70 円とすること。

２　市の処理施設に搬入するもの
⑴ 粗大ごみ
10 キログラムにつき 100 円、100 キログラムを超える分は 10 キログラムにつき 200 円とすること

⑵ 事業活動に伴って生じるごみ及び市の許可業者が搬入するごみ
10 キログラムにつき 200 円とすること

⑶ 上記以外の燃やせるごみ

10 キログラムにつき 100 円、100 キログラムを超える分は 10 キログラムにつき 200 円とすること

⑷ もやせないごみ

10 キログラムにつき 100 円、100 キログラムを超える分は 10 キログラムにつき 200 円とすること

３、第 16 条の第１項の規定により、市長が指定した産業廃棄物

10 キログラムにつき 200 円とすること

令和８年度第２回鴨川市環境審議会次第

日時　　令和８年１０月１３日（火）
　　午後２時から
会場　　鴨川市役所　４階４００会議室

１　開　会

２　会長あいさつ

３　市長あいさつ

４　議　事
（１）　第３次鴨川市環境基本計画の骨子案について【諮問】
（２）　一般廃棄物処理手数料の改定について【諮問・答申】

５　報　告
（１）田原地区メガソーラーについて

６　その他
（１）次回の開催予定等について

７　閉　会

鴨川市環境審議会委員名簿

任　期　　令和８年１月25日から
令和10年１月24日まで

NO	氏　　名	団体役職名等
1	飯塚（イイヅカ）　和夫（カズオ）	安房農業協同組合常務理事
2	鎌田（カマタ）　直人（ナオト）	東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林長
3	渡邉（ワタナベ）　公康（タカヨシ）	一般社団法人鴨川市農林業体験交流協会事務局長
4	加藤（カトウ）　正浩（マサヒロ）	一般社団法人千葉県建設業協会　鴨川支部副支部長
5	藤原（フジワラ）　悟作（トモサク）	鴨川シーワールド総支配人
6	本多（ホンダ）　信介（シンスケ）	一般社団法人鴨川市観光協会副会長
7	鈴木（スズキ）　良太郎（リョウタロウ）	鴨川市漁業協同組合代表理事組合長
8	佐藤（サトウ）　大輔（ダイスケ）	鴨川警察署生活安全課長（令和８年４月１日から変更）
9	長谷川（ハセガワ）　裕一（ユウイチ）	鴨川市商工会副会長
10	伊藤（イトウ）　正人（マサト）	学識経験者

参　考

鴨川市環境条例〈抜粋〉

平成17年2月11日
条例第122号

(設置)
第53条　環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、環境の保全等に関して、基本的事項等を調査審議するため、鴨川市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(組織等)
第54条　審議会は、委員10人以内で組織する。
2　委員は、環境の保全等に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
3　委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4　前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める

鴨川市環境審議会規則

平成17年2月11日
規則第100号

(趣旨)
第1条　この規則は、鴨川市環境条例(平成17年鴨川市条例第122号)第54条第4項の規定に基づき、鴨川市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。
(会長及び副会長)
第2条　審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
2　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)
第3条　審議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。
2　審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(意見等の聴取)
第4条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対して必要な資料の提出を求めることができる。
(庶務)
第5条　審議会の庶務は、環境課において処理する。
(その他)
第6条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
附　則
この規則は、平成17年2月11日から施行する。
附　則(平成24年3月30日規則第6号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第３次鴨川市環境基本計画
骨子案

目次

第１章　計画の背景（社会情勢、政策動向等） 1
1　計画策定の趣旨 1
2　環境問題の情勢 2
第２章　環境に関する意識 9
1　鴨川市の環境に対する評価 9
2　SDGsや生物多様性、カーボンニュートラルへの意識 10
3　自然環境・生物多様性の保全に向けて重点的に進めるべき取組 10
4　快適な生活環境の保全・確保に向けて重点的に進めるべき取組 11
5　資源循環型社会の実現に向けて重点的に進めるべき取組 11
6　環境学習、環境保全活動の推進に向けて重点的に進めるべき取組 12
7　地球温暖化・気候変動がもたらす影響が大きい、不安に思うこと 12
8　地球温暖化・気候変動に対して優先すべき取組 13
第３章　本市の環境 14
1　市の概況 14
2　環境の現状と課題 20
3　第２次鴨川市環境基本計画の振り返り 29
第４章　計画の基本的事項 33
1　計画の枠組み 33
2　計画の推進と進行管理 35
第５章　計画の目指すところ 38
1　望ましい環境像 38
2　望ましい環境像を支える基本目標 39
3　施策の体系 40
4　温室効果ガス排出量削減の目標 42

第１章　計画の背景（社会情勢、政策動向等）

１　計画策定の趣旨

私たちが生活する鴨川市は、変化に富む地形と里山里海の環境が広がる地域で、古くから豊かな自然の恵みを活かして発展してきた長い歴史があります。一方で、近年は高齢化、少子化が進み、人口が減少しており、そのことが地域社会の様々な面で課題を生じさせています。

環境という側面では、持続可能な地域社会を形成するにあたり、廃棄物の収集処理といった暮らしに身近なことや、気候変動の影響への適応が大きな課題となっています。また、自然を基調とした地域自然の活用も長期的に取り組むべき課題となっています。

また、地球環境という視野においては、自然が果たしている諸機能を回復・再生し、まちづくりに活かし、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築していく必要があることから、国の方針と歩調を合わせて、気候変動を緩和するカーボンニュートラル（脱炭素）、資源循環型のサーキュラーエコノミー（循環経済）、生物多様性を支えるネイチャーポジティブ（自然再興）の取組が求められています。

そのためには、私たち一人ひとりが環境の現状や、環境がもたらしている様々な恵みについて理解し、緑豊かな自然と共生し、持続可能なまちづくりに向けた取組を共有し、それぞれができることから実践するとともに、その効果的な実現に向けて連携・協働していく必要があります。

第３次鴨川市環境基本計画（以下、「本計画」という。）は、2017（平成29）年３月に策定した「第２次鴨川市環境基本計画」（以下、「前計画」という。）の計画期間終了に合わせて策定し、近年の社会情勢や地域課題を踏まえて本市の環境政策の方向を定めるとともに、市・市民・事業者の連携と協働、国・県・近隣自治体等との連携の指針を示すものです。そのことにより、環境に関する取組を総合的かつ計画的に進めていくための環境行政の基本計画として、また、市・市民・事業者の環境の保全及び創造に向けた行動指針として、推進していきます。

2　環境問題の情勢

環境政策の世界的な潮流として、個別の環境問題の解決にとどまらず、環境と経済の両立、社会や経済の課題との同時解決を目指す流れが強くなっています。

(1)　地球環境問題の動向

地球環境問題とは、汚染や自然破壊、気候や水循環の異変といった様々な環境問題において、特に広域的・国際的な影響を持つものを指します。本来、地球の自然は連続し環境問題は一定の広がりを持ちますが、経済活動の世界的なつながり(グローバル化)とともに問題が拡大してきました。

現在、最も重大な地球環境問題が、地球温暖化から生じる急激な気候変動と、地球規模での生物多様性(生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性)の喪失です。これらは、自然界全体に大きな変化につながるだけでなく、人の社会に危機的な影響をもたらすと考えられています。

このような問題意識の上位にある概念が「持続可能な発展・開発(Sustainable development)」です。環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立ち、将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発を意味しています。1992(平成 4)年のリオサミットの「環境と開発に関するリオ宣言」を機に世界に広まり、2015(平成27)年の国際サミットでは、持続可能で多様性と包摂性(誰一人取り残さないこと)のある社会の実現の行動目標として SDGs: Sustainable Development Goals が採択されました。

気候変動の概要	主な政策動向
・ 大気中の温室効果ガス(GHG)濃度上昇が大気温上昇(温暖化)につながる。 ・ GHG のうち、特に化石燃料に由来する CO_2 排出を抑えることが必要。 ・ 大気中から CO_2 を減らすため、植物や藻類の光合成の活用、新技術の開発も重要。 ・ 大気温上昇は気候変動をもたらし、海水温や海流、降雨、生物など自然界全体の変化につながる。 ・ インフラや食料生産、水資源など社会の基盤にも深刻な影響が生じる。	パリ協定(平成 27(2015)年) ・ COP21(国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議)で採択 ・ 産業革命前からの平均気温上昇を 2℃未満とし(2℃目標)、1.5℃に抑えるよう努力(1.5℃目標) ・ 各国が温室効果ガス削減目標(NDC)を 5 年毎に提出 グラスゴー気候合意(令和 3(2021)年) ・ COP26(国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議)で採択 ・ 1.5℃目標追求の確認 COP27(令和 4(2022)年 ・ 損失と損害(ロス&ダメージ)対応の合意 IPCC 第 6 次評価報告書(AR6)統合報告書(令和 5(2023)年) ・ 1.5℃目標には 2050 年カーボンニュートラルが必要。 ・ 気候変動が進行した場合の新たな予想(SSP シナリオ)

生物多様性の概要	主な政策動向
・ 生態系は様々な生物が共存して成立していることから、多様であること、豊かであることが重要とされる。 ・ 人が生態系から得る利益を生態系サービスという。いわゆる自然の恵みである。 ・ 生物多様性とは自然の豊かさを意味し、生態系、種、遺伝子の 3 つのレベルで捉えられる ・ 生物多様性の危機は主に、自然開発、人為的管理の縮小、外来生物、気候変動による。 ・ 社会や経済の基盤には生態系サービスと生物多様性があり、それらの喪失は食料生産、水資源、防災、温暖化防止などの面で深刻な影響を及ぼす。	昆明・モントリオール生物多様性枠組＜2022 年＞ ・ 2050 年生物多様性ビジョン「自然と共生する世界」を提示 ・ 2030 年ミッションとして、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとるネイチャーポジティブ（自然再興）を提示 ・ 行動目標として、2030 年までに地球上の陸域、海洋・沿岸域、内陸水域の 30%を保護する（30by30 目標）など、23 項目のグローバルターゲットを設定

その他注目される地球環境問題
・ 本来まだ食べられるのに廃棄されてしまう食料を「食品ロス」という。もったいないというだけでなく、廃棄処理増加、エネルギー消費、CO_2 排出にもつながる。 ・ プラスチック類による様々な問題が生じている。プラスチック廃棄物による海洋汚染が漂着ごみや生態系への影響という問題に現れているほか、マイクロプラスチック（微小な粒子）による生体への影響と健康リスクも懸念されている。また、プラスチック類の焼却は CO_2 排出をともなう。 ・ 様々な有害物による汚染は、大気、河川、海洋、地下水、土壌に広がり世界各地で問題を生じさせている。 ・ 大きな環境の変化は、政情の不安定化、紛争・戦争につながる可能性がある。

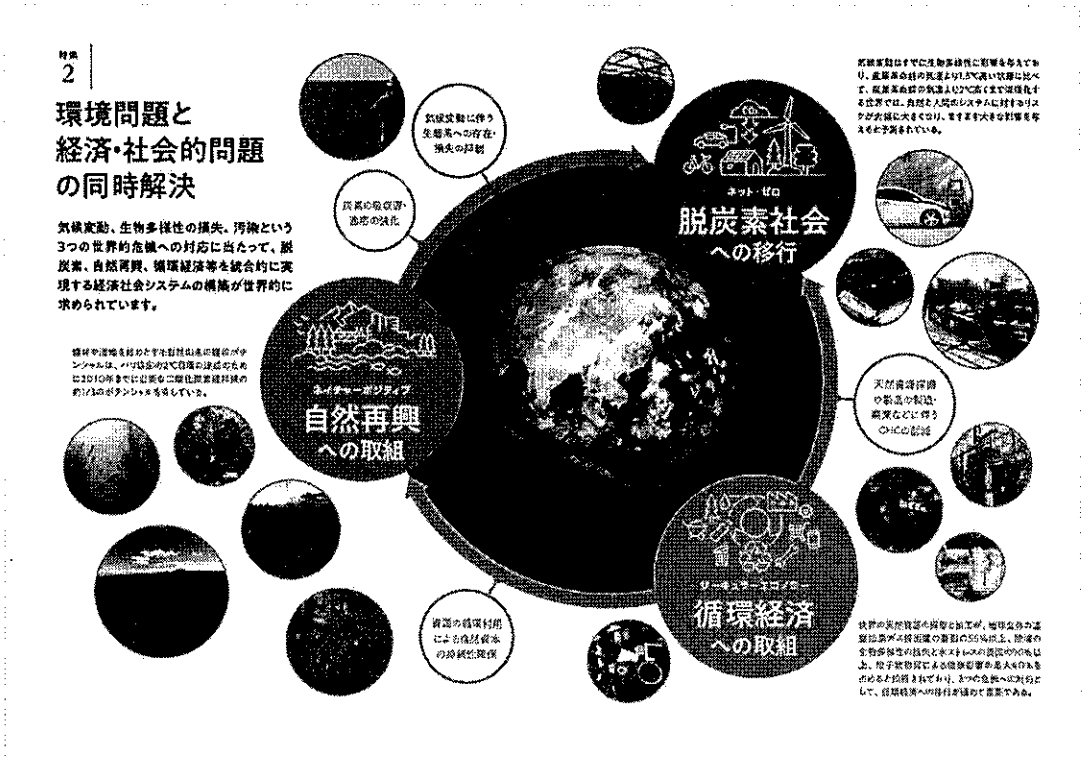


資料　国連広報センター

図　SDGs

(2)　国の環境政策

国は、第四次環境基本計画以降、「安全」を前提として「低炭素(脱炭素)」「循環」「自然共生」が統合的に達成された社会を目指しました。第六次計画(令和 6 年)では、ウェルビーイング(高い生活の質)を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」(「環境・生命文明社会」)の構築を目指すこととしています。



資料　令和 7 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

図　環境問題と経済・社会的問題の同時解決

脱炭素 (カーボンニュートラル)	自然再興 (ネイチャーポジティブ)	循環経済 (サーキュラーエコノミー)
・ 気候変動適応法(平成 30 年) ・ 2050 年カーボンニュートラル宣言(令和 2 年) ・ 地球温暖化推進法改正(令和 3 年) ・ 地球温暖化対策計画(令和 7 年)	・ 生物多様性国家戦略 2023-2030 ・ 地域生物多様性増進法(令和7年) ・ 30by30 目標、自然共生サイト	食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和 4 年) 第五次循環型社会形成推進基本計画(令和 6 年)

（3）　千葉県の環境政策

① 千葉県環境基本計画

県は、千葉県環境基本計画（平成 31 年度～令和 10 年度）を推進しています。環境分野における基本となる計画で、環境の保全に関する長期的な目標を定めるとともに、上位計画として、環境分野の個別計画等に施策の基本的方向を示し、諸施策を総合化・体系化することで、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る役割を担います。

千葉県環境基本計画の概要	
目指す将来の姿	みんなでつくる「恵み豊かで持続可能な千葉」 ～ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく～
分野別の施策展開	政策1　地球温暖化対策の推進 政策2　循環型社会の構築 政策3　豊かな自然環境の保全と自然との共生 政策4　野生生物の保護と適正管理 政策5　安全で安心な生活環境の保全 政策 6　環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進
環境・経済・社会的課題の同時解決を目指し、分野横断的なテーマ設定	1　環境と経済の好循環の創出 2　環境と調和のとれた持続可能で魅力ある地域づくり 3　健康で心の豊かさを実感できる暮らしの実現 4　持続可能な社会を築く人・ネットワークづくり

② カーボンニュートラルと気候変動適応

県は、地球温暖化対策（緩和策及び適応策）の基本的な計画として、千葉県地球温暖化対策実行計画（平成 28 年度～令和 12 年度）を推進しています。また、県事務事業に関する事務事業編として、千葉県庁エコオフィスプランを推進しています。

千葉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要	
温室効果ガス排出削減目標	● 2050 年カーボンニューラル実現を目指す ● 2030（令和 12）年度における県内の温室効果ガス排出量を2013（平成 25）年度比 40%削減とし、更なる高みを目指す
中期的に進める主な取組 （～2030 年度）	● 再生可能エネルギーの最大限の導入と活用、省エネルギーの促進 ● 既存の先進技術の最大限の活用とカーボンニュートラル実現に向けた革新的技術の開発
長期的に進める主な取組 （2030 年度～）	● 技術革新を踏まえた再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの更なる促進 ● 産業界で開発が進められている革新的技術の社会実装が進むことによるカーボンニュートラル達成への飛躍

県民活動、市町村の取組支援	● 千葉県地球温暖化対策防止活動センターを設置し、啓発活動、広報活動、人材育成、情報提供などを展開 ● 市町村に対して人材育成、技術的助言、情報提供などを実施 ● 市町村の地域脱炭素促進事業に向けた、促進区域設定に係る環境配慮基準について検討
気候変動適応計画(千葉県地球温暖化対策計画に含む)の概要	
適応の考え方	● 防災、農林水産業、生物多様性保全など関連する施策と連携し、相乗効果(コベネフィット)を考慮した幅広い視点で推進 ● 不確実性がついてまわるため、最新の科学的知見を踏まえる ● 地域特性や緊急性など実状に応じて施策を展開 ● 県民・事業者が自ら適応行動を実施することが重要
県民、市町村の行動支援	● 千葉県環境研究センター内に千葉県気候変動適応センターを開設し、影響や適応に関する情報を収集・整理、発信している

③ 循環型社会形成

県は、県内の廃棄物に関する施策の基本方針を示す計画として、第 11 次千葉県廃棄物処理計画(令和 8 年度～令和 12 年度)を推進しています。

第 11 次千葉県廃棄物処理計画の概要	
基本方針	● みんなでつくる「恵み豊かで持続可能な千葉」の実現のための循環経済への移行 ● 多様化する新たな課題への対応 ● 県民の安全・安心の確保に向けた体制強化
施策の展開	1 3R 等の取組による循環経済への移行の推進 2 廃棄物分野の脱炭素化の推進 3 適正処理の推進 4 適正処理体制の整備 5 万全な災害廃棄物処理体制の構築
主要関連計画	● 都道府県食品ロス削減推進計画、ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画を計画内に含む ● 千葉県バイオマス活用推進計画、千葉県海岸漂着物対策地域計画、千葉県災害廃棄物処理計画、千葉県PCB廃棄物処理計等と連携する

④ 生物多様性保全、自然保護

県は、生物多様性基本法の地域戦略として、生物多様性保全に向けた総合的施策を実施するための計画として、生物多様性ちば戦略(平成 30 年度から約 50 年間)を推進しています。そのほか、自然公園や自然環境保全地域、自然歩道、鳥獣対策といった施策を推進しています。

生物多様性ちば戦略の概要	
理念	生命(いのち)のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ
目標	1 多様な生物とその豊かな生命(いのち)のつながりを育む社会 2 生物多様性からもたらされる資源が循環する持続可能な社会 3 人と自然が調和・共存し、その豊かな自然と文化を守り伝える社会
保全・再生の取組	● 地球温暖化対策の推進 ● 原生、里山・里沼・里海、都市の生態系の保全・再生 ● 野生生物の保護管理
持続可能な利用の取組	● 農林漁業による生物資源の持続可能な利用の推進 ● 生態系がもたらす環境の緩和・安定機能の維持・増進 ● 生物多様性が育む健全な心身と地域文化の維持・継承 ● 生物指標の開発・利用
研究・教育の取組	● 生物多様性の調査研究の推進とモニタリング体制の整備 ● 生物多様性に関する教育・学習の推進
取組を支える基盤整備	● 生物多様性センター等推進体制の整備 ● 多様な主体との連携・協働の推進 ● 条例等取組推進の仕組みづくり

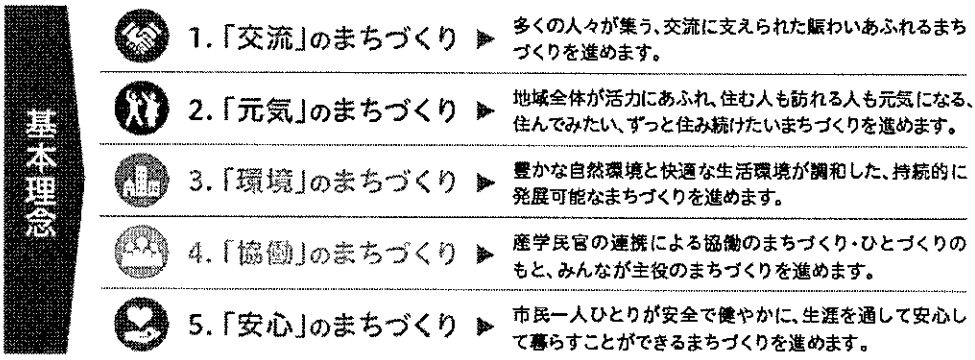
（4）　市政の概要

本市は、地域特性や地域資源を最大限に活用し、市民との協働と、産・官・学・金・労・言・士の連携を基調としたまちづくりの指針として、「第 3 次鴨川市総合計画」を推進しています。

目指す将来都市像（地域ビジョン）

健康と観光の融合都市

―自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川―



基本構想の基本方針	5か年計画の基本施策	環境政策との関連
地域の特色を活かした賑わいと活力あるまち	(1)持続可能な農林水産業の振興 (2)地域に根ざした商工業の振興と企業等の誘致 (3)多様な観光・交流の振興 (4)移住・定住の促進	有害鳥獣対策、農地保全活用、森林保全活用、水産資源管理、遊休施設活用、自然景観保全活用、自然体験促進、空き家対策
魅力あふれる住みやすいまち	(1)利便性の高い地域交通網体系の整備 (2)快適で安全な居住環境の整備 (3)上下水道の整備 (4)環境衛生施設の整備	公共交通活用、公園緑地維持管理、花壇維持管理、水源保全、生活排水対策、環境衛生
自然と共生する安心・安全なまち	(1)自然環境の保全と環境意識の高揚 (2)循環型社会の形成と脱炭素化の推進 (3)消防・防災体制の整備充実 (4)防犯・交通安全対策の推進	地球温暖化対策、住環境美化、不法投棄対策、ごみ収集処理、水害対策、治山治水
夢と学びのまち	(1)生きる力を育む学校教育の充実 (2)生涯学習の充実と文化の振興 (3)スポーツの振興	環境学習、小中学校施設改修
健やかに暮らせる福祉のまち	(1)健康寿命の延伸と生涯現役生活の実現 (2)安心して産み、育てられる子育て支援の推進 (3)みんながいきいきと暮らせる社会の形成	熱中症対策
健全で効率的な行財政運営を実現するまち	(1)市民サービスの安定化と利便性向上 (2)健全な財政基盤の確立	環境情報発信、遊休施設活用

第２章　環境に関する意識

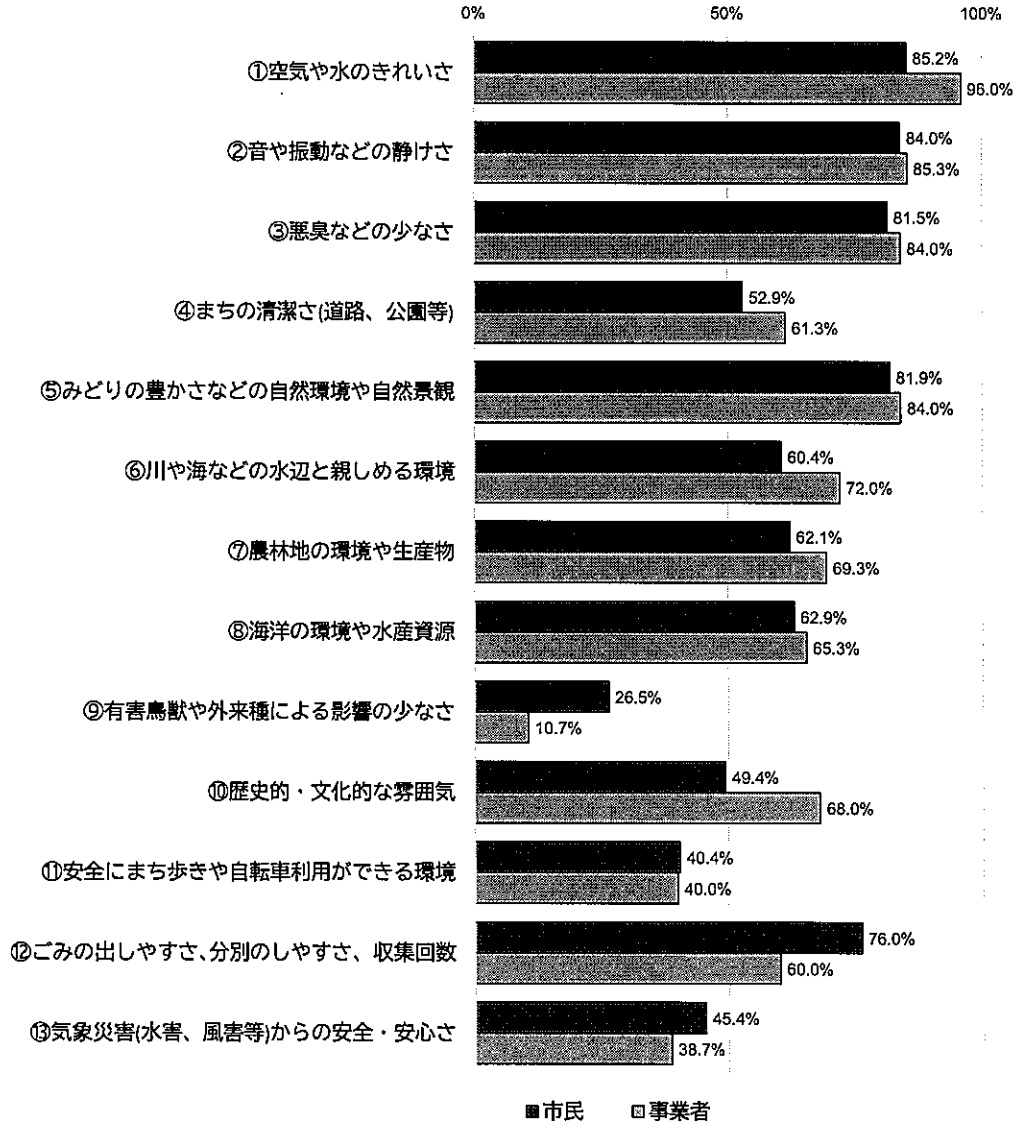
本計画の策定にあたり、市民や事業者の意識を把握し、方向性や施策・取組の検討に役立てるとともに、取組実施の参考となるよう、アンケート（意識調査）を実施しました。

調査期間	調査方法	対象数	回収数　回収率
2026（令和８）年 ７月13日～８月16日	郵送により調査表を配布し、記入した調査票を郵送、もしくは記載したURLにおいてWEB回答	市民1,500人	480　32.0%
		市内事業者150	75　50.0%

以下に、アンケートの結果から、施策の方向性に関する傾向を示します。

１　鴨川市の環境に対する評価

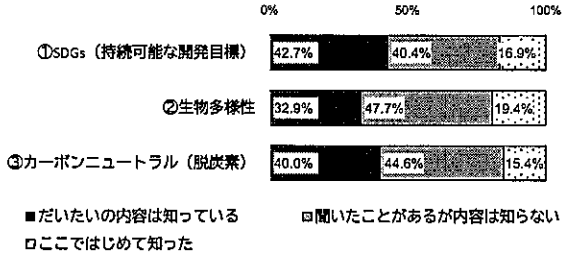
市民、事業者とも、空気や水、静けさ、自然環境・自然景観について評価が高く、有害鳥獣や外来種、まち歩きや自転車利用の環境、気象災害について低い傾向にあります。



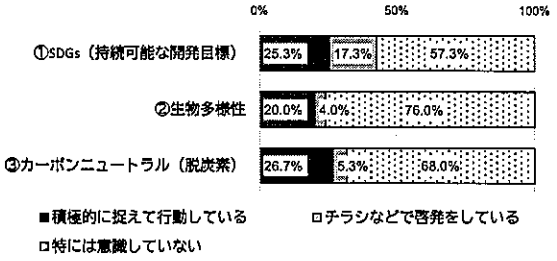
2　SDGsや生物多様性、カーボンニュートラルへの意識

SDGsや生物多様性、カーボンニュートラルについて、市民には概ね知られている傾向にあります。事業者においては、これらを意識した行動が広がりにくい傾向にあります。

【市民】

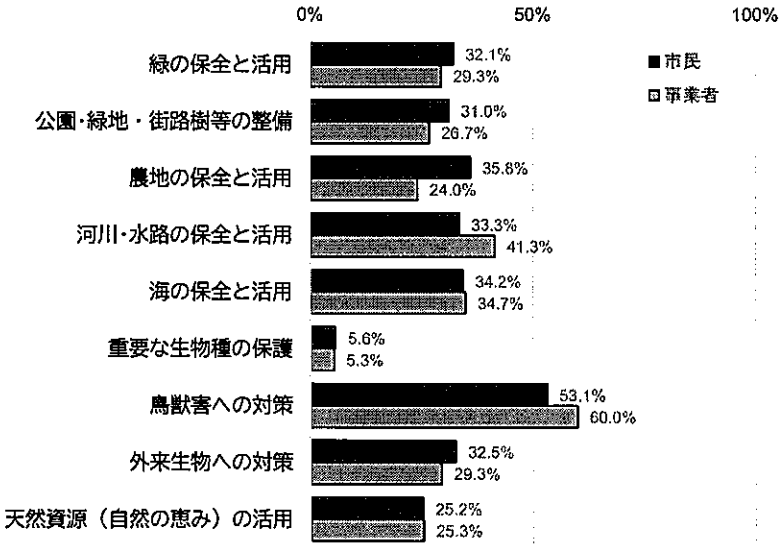


【事業者】



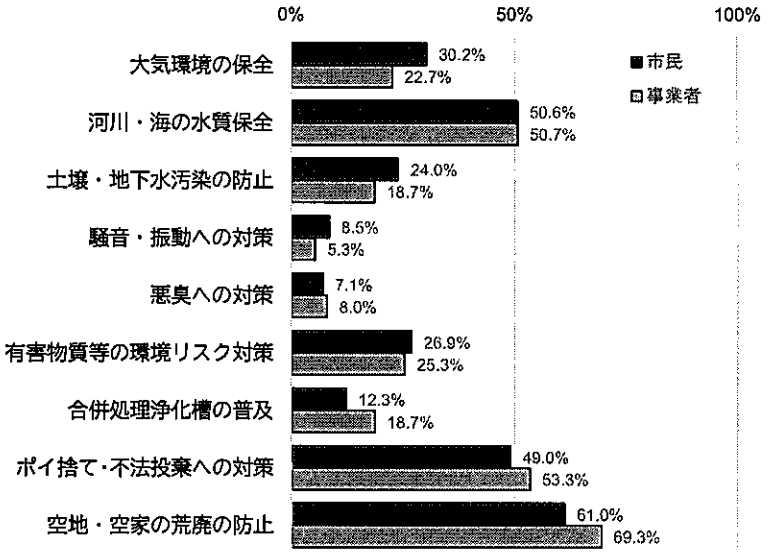
3　自然環境・生物多様性の保全に向けて重点的に進めるべき取組

自然環境生物多様性の保全に向けて、市民、事業者ともに鳥獣害対策を特に重視する傾向にあります。



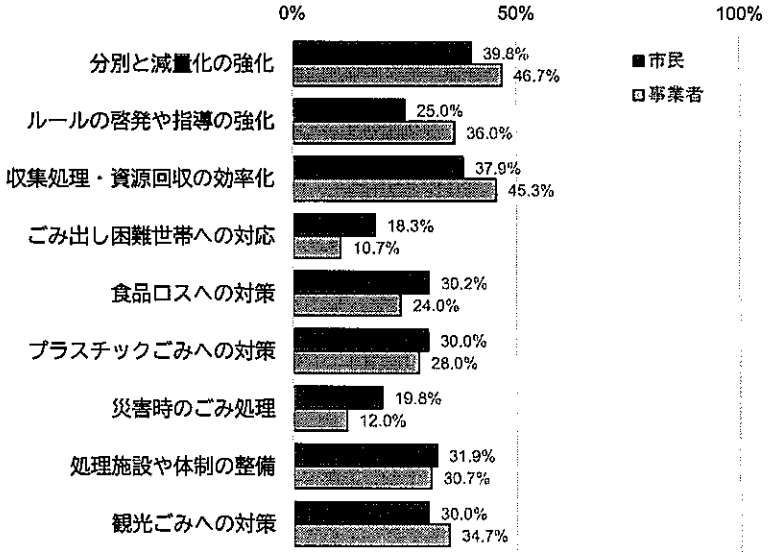
4　快適な生活環境の保全・確保に向けて重点的に進めるべき取組

快適な生活環境の保全・確保に向けて、市民、事業者ともに空地・空家対策、水質保全、ポイ捨て・不法投棄対策を重視する傾向にあります。



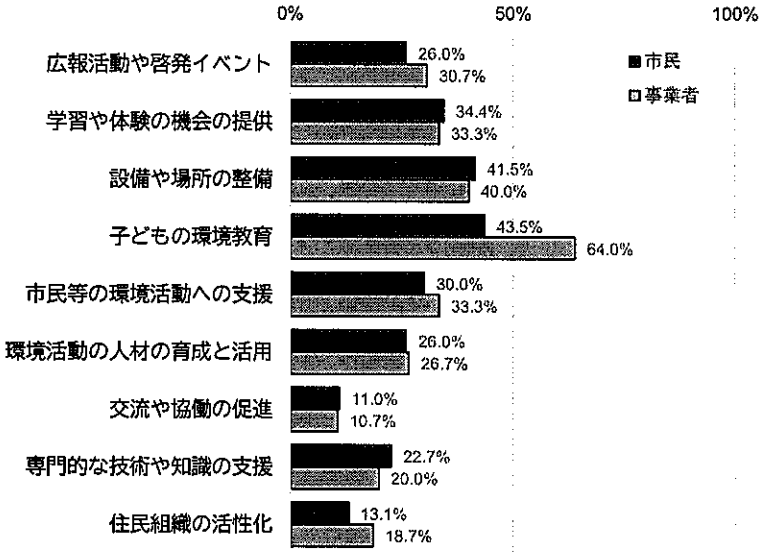
5　資源循環型社会の実現に向けて重点的に進めるべき取組

ごみの減量・再資源化など資源循環型社会の実現に向けて、市民、事業者ともに分別・減量化の強化、収集処理・資源回収の効率化を重視する傾向にあります。



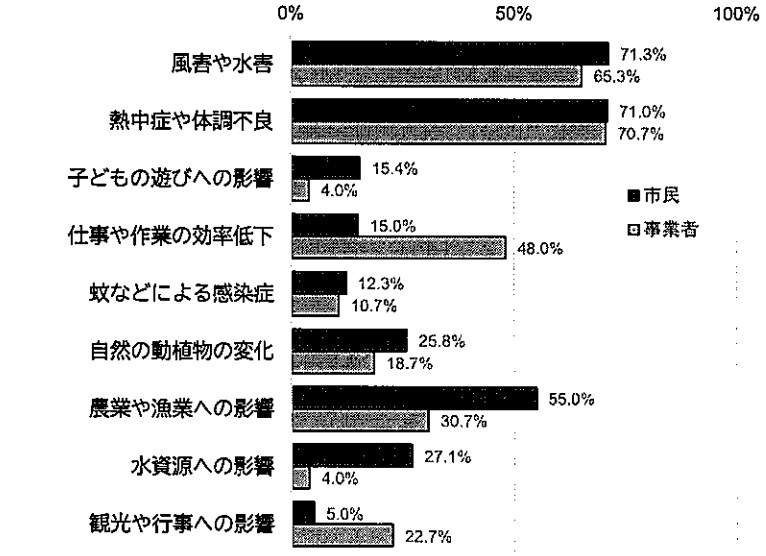
6　環境学習、環境保全活動の推進に向けて重点的に進めるべき取組

環境学習、環境保全活動の推進に向けて、市民、事業者ともに設備や場所、子どもの環境教育を重視しており、事業者は特に子どもの環境教育を重視する傾向にあります。



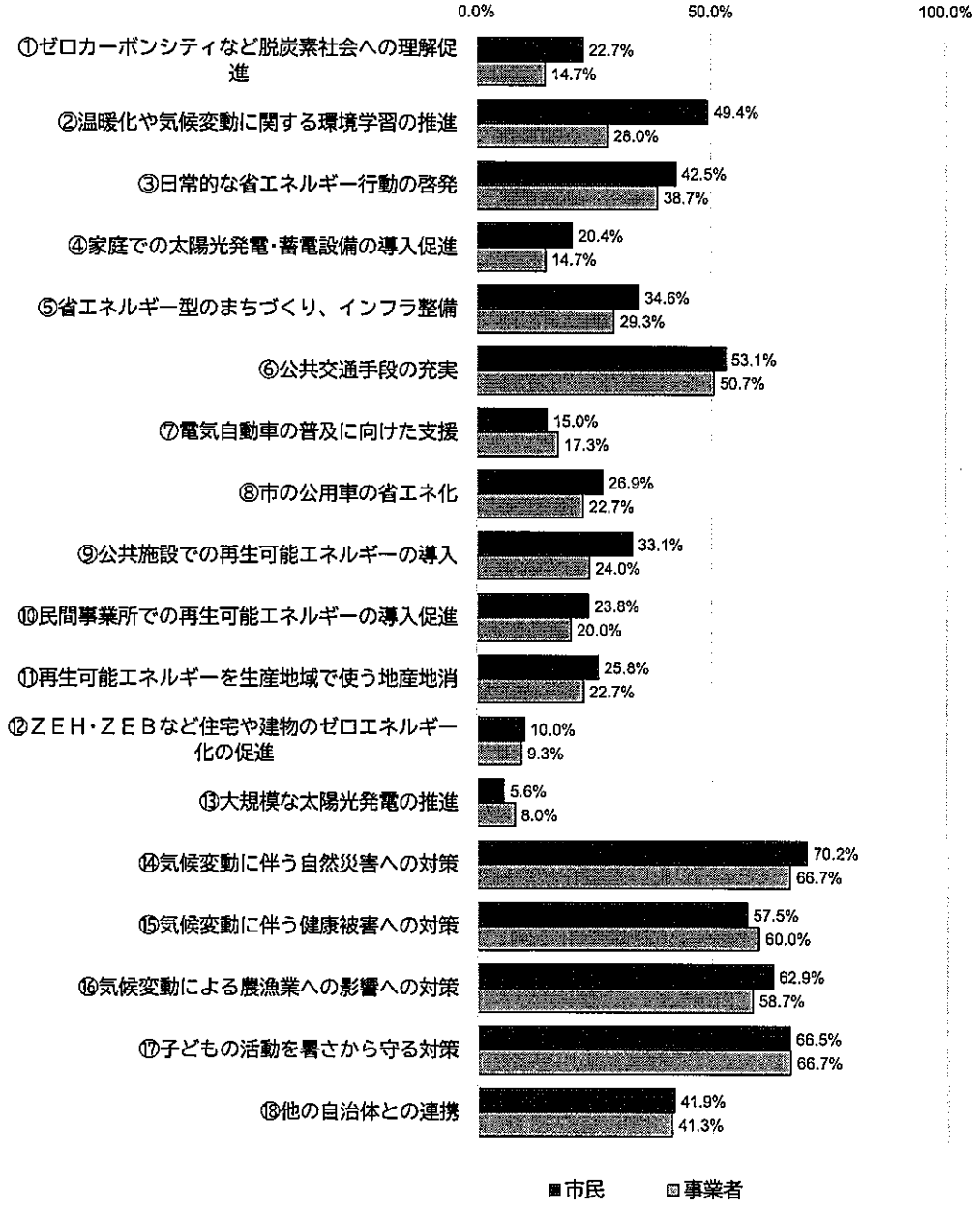
7　地球温暖化・気候変動がもたらす影響が大きい、不安に思うこと

地球温暖化・気候変動がもたらす影響について、市民、事業者ともに風水害、熱中症や体調不良を重視する傾向にあります。次いで、市民は農漁業への影響を、事業者は仕事・作業の効率低下を、それぞれ重視する傾向にあります。



8　地球温暖化・気候変動に対して優先すべき取組

地球温暖化・気候変動に対して優先すべき取組として、市民、事業者ともに、自然災害への対策、健康被害への対策、農漁業への影響への対策、子どもの活動を暑さから守る対策が高く、総じて適応策を重視する傾向にあります。また、緩和策の中では、公共交通手段の充実や省エネ行動啓発のほか、市民は特に環境学習を重視する傾向にあります。



また、再エネ発電の開発について考え方を尋ねた結果、市民、事業者ともに、「再生可能エネルギーは重要だが、自然や景観、生活などへの影響を抑える対策を十分に考え、慎重に進めることが望ましい」の選択が過半で、積極的回答の選択は少ない傾向にあります。

第３章　本市の環境

1　市の概況

(1)　地勢

①　位置・交通

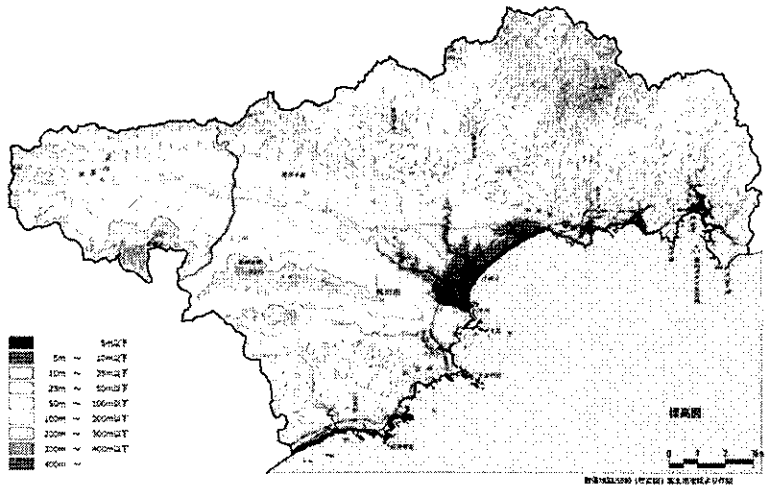
安房地域の一角を占める県内有数の広い地域

- 房総半島南東部の太平洋岸、千葉市から約 55km圏、東京から約 70km 圏に位置します。東は勝浦市、南西は南房総市、西は鋸南町、北西は富津市、北は君津市及び大多喜町に接しています。
- 市域は、東西 26.02km、南北 18.00km、面積 191.14km^{2}の広がりを有し、県内で８番目に広い地域です。安房地域を構成する他の市町は、南房総市が 229.55km^2、館山市が 110.05km^2、鋸南町が 45.17km^2、安房地域全体では 575.91km^{2}となり県域の約 11%に相当します。
- 道路は、沿岸の国道 128 号と内陸の国道 410 号、沿岸から内陸へ延びる主要地方道６路線が、幹線道路網を形成しています。
- 鉄道は千葉駅からJR外房線が、蘇我駅から内房線が通り、安房鴨川駅で両線が接続する形となっています。高速バスが東京駅、千葉駅と市内を結ぶ他、路線バスが木更津市や館山市と市内を結んでいます。

②　地形・地質

房総丘陵の変化に富む地形・地質と美しい自然景観

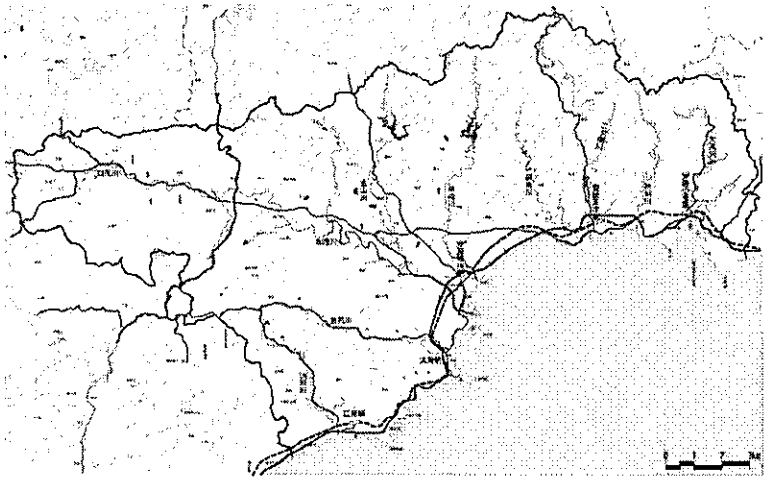
- 市域の北部には、東西方向に清澄山、元清澄山などの山々が連なり、南部には嶺岡山地が広がっています。嶺岡山地の愛宕山(標高 408m、山頂は南房総市)、二ッ山(標高 376m)の一帯は、県内で最も標高の高い地域です。



資料　国土地理院

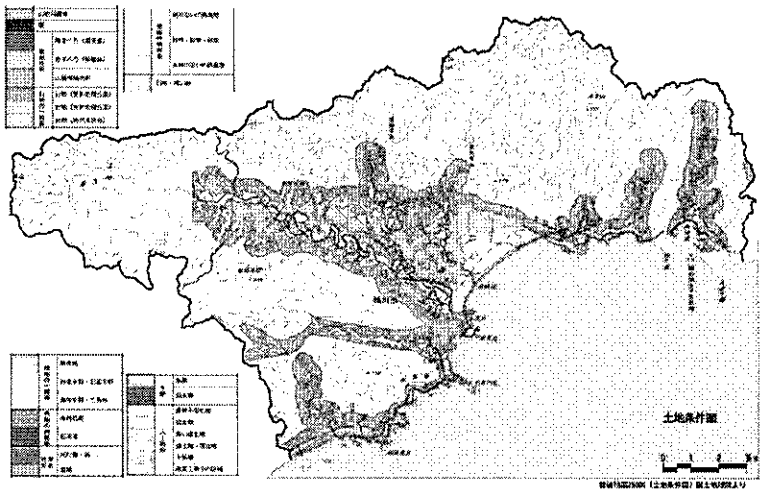
図　標高区分

- 北部の山々と嶺岡山地の間には、加茂川の両岸に長狭平野が広がり、河口には前原海岸などの砂浜が発達しています。嶺岡山地には曽呂川が流れ、低地を形成しています。
- 長狭平野の南と北は、海岸近くまで山が迫り、川沿いや海岸沿いに小さな低地が分布しています。海岸は岩場や島が広がる間に小規模な砂浜が形成されて、変化に富んでいます。



資料　国土地理院

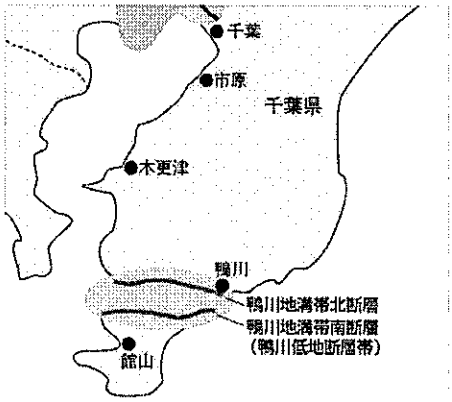
図　河川と水系



資料　国土地理院

図　土地条件

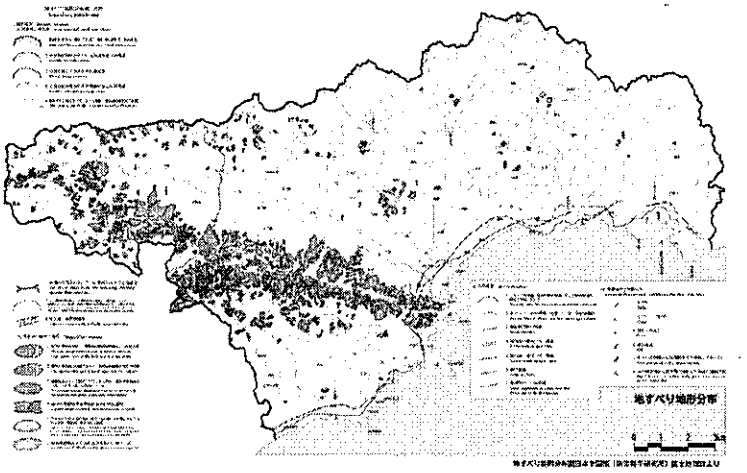
- 長狭平野に連なるように、太平洋沖合に深い海底谷が伸びています。
- 加茂川沿いの平野から嶺岡山地にかけては、房総半島を東西に横切る鴨川地溝帯の一部で、多くの断層が複雑に分布し、房総半島南部が隆起した痕跡を示すものとなっています。



資料　活断層調査・地下構造調査結果と地震防災(千葉県)

図　鴨川地溝帯の位置

● 嶺岡山系は浅い層の地下水が多く、軟弱な地質で、地滑りが起きやすい地域です。



資料　国土地理院

図　地滑り地形の分布

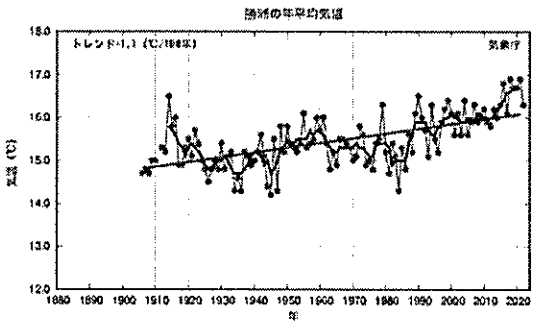
③ 気候

海洋の影響を受ける温暖な気候、高気温化の傾向

● 太平洋沖合を流れる暖流の黒潮の影響で、冬季でも比較的温暖な気候となっています。

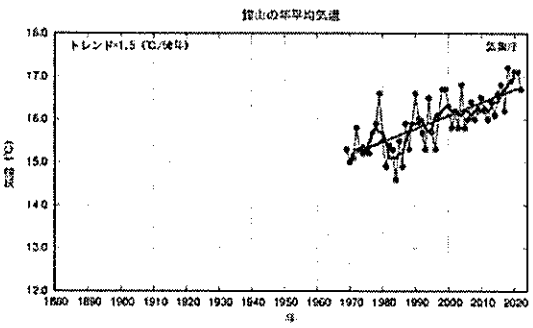
● 夏季の気温は高いものの、海風が通ることや、ヒートアイランドが起きにくいことなどから、比較的過ごしやすい気候となっています。また、標高が高いところでは気温が低めとなり、涼しさが感じられます。

● 勝浦特別地域気象観測所と館山特別地域気象観測所における年平均気温は、変動を繰り返しながら上昇傾向にあります。過去 100 年間の上昇率は勝浦で 1.1 度、都市化の影響が大きい千葉では 4.3 度となっています。



資料　千葉県気候変動適応センター

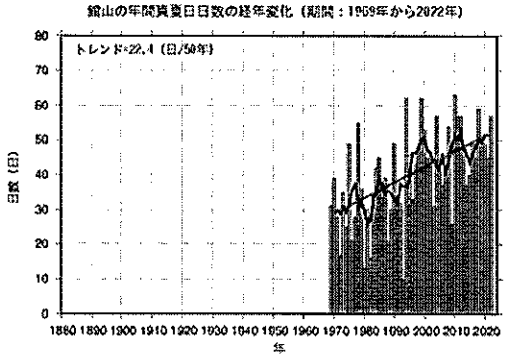
図　勝浦の年平均気温の推移



資料　千葉県気候変動適応センター

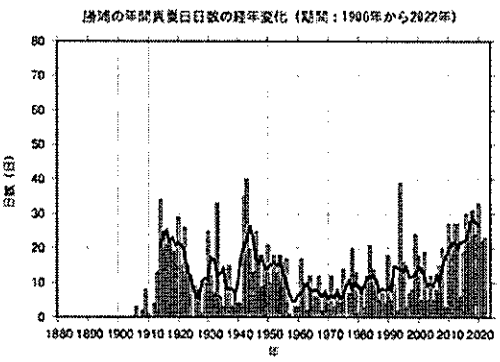
図　館山の年平均気温の推移

● 真夏日(日最高気温が 30 度以上)となる日数も、1970 年頃から、変動を繰り返しながら増加傾向にあります。



資料　千葉県気候変動適応センター

図　勝浦の年間真夏日日数の推移



資料　千葉県気候変動適応センター

図　館山の年間真夏日日数の推移

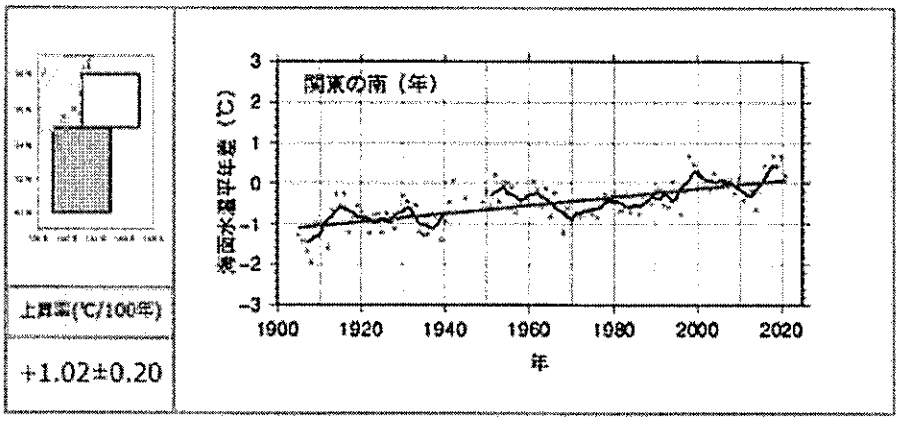
● 鴨川地域観測所の記録では、2018 年頃から、日平均気温が約 17 度、日最高気温が 21 度以上、日最低気温が約 13 度の年が続き、年によっては年最高気温が 37 度を超えるといった、以前には見られない高気温の状況が見られます。

● 1976 年以降の鴨川地域観測所における降水量は、年降水量の長期変化傾向は見られませんが、日最大及び時間最大の降水量について 2019 年と 2023 年に過去に見られない多さが記録されています。

● 21 世紀末の千葉県の将来予測(RCP8.5)として、年平均気温が 20 世紀末に比べて約 4 度上昇、現在に比べて真夏日が 63 日程度増加、猛暑日が 27 日程度増加、熱帯夜が 65 日程度増加、冬日が 32 日程度減少すると予測されています。

● 降雨については、滝のように降る雨(1 時間降水量 50mm 以上)が現在の約 3 倍に増えると予測されています。

● 関東の南の海域の平均海面水温の平年差は、長期的に上昇傾向にあります。過去 100 年間の上昇率は 1.02 度程度で、今後は 3.02 度程度になると予測されています。また、海面水位の上昇(約 0.71m)も予測されています。(海洋の健康診断表(気象庁)による。)



※丸は各年の平年差、青線は 5 年移動平均、赤線は長期変化傾向を示す。
※平年値は 1991 年から 2020 年の 30 年間の平均値である。
資料　千葉県気候変動適応センター、海洋の健康診断表(気象庁)

図　平均海面水温の平年差の推移

③　土地利用

市街地や集落を囲んで山林と農地が広がる地域

- 令和 7 年の地目別面積(不動産登記法による区分)は平成 29 年からほとんど変わっておらず、わずかに田・畑が減少し宅地が増加しています。面積割合では、田・畑が 15.3%、山林・原野が 44.0%、宅地等(宅地、雑種地、その他)が 40.7%となっています。
- 土地利用状況では、農地や山林、水面、その他の自然地で構成される自然的土地利用が約 9 割を占め、それ以外の住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、公共公益用地、オープンスペース、その他の空地、交通用地で構成される都市的土地利用は 1 割弱となっています。(都市計画基礎調査(平成 23 年度)による。)
- 市街地は、JR 安房鴨川駅を中心に形成された市街地が最大で、本市の都市拠点に位置付けられています。また、鉄道駅を有する天津・小湊・太海・江見地区及び主要地方道鴨川保田線と国道 410 号の交差点周辺に形成された市街地をが、地域拠点に位置付けられています。(第 3 次鴨川市総合計画による。)
- 太平洋沿岸や山間地には、農林地とともに農林漁業集落が多く形成されています。
- 森林のうち、千葉南部地域森林計画対象民有林は、面積 11,485ha で市全体面積の 60%を占め、そのうち 39%が人工林です。人工林の樹種構成は、スギが 82%、ヒノキが 12%、マツその他が 6%となっています。(森林整備計画(令和 7 年)による。)

(2)　人口、産業

①　人口

人口減少と高齢化の進行

- 令和 7 年の総人口は 29,963 人、世帯数 15,995、世帯当たり人員 1.87 人で、過去一貫して人口減と小世帯化の傾向が続いています。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 12 年には、総人口が 28,186 人となり、令和 32 年には 22,407 人になると推計されています。
- 年齢別では、年少人口と生産年齢人口は、人口・構成割合ともに減少となる一方、老年人

口は、人口増のピークこそ超えるものの、構成割合は一貫して増加し 40%を超えると推計されています。

- 自然増減は、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、また、その減少幅も徐々に大きくなってきています。社会増減については、年によってバラツキがあり、転入超過(「社会増」)となる年もあるものの、全体としては転出超過(「社会減」)の傾向となっています。

② 産業

観光と農業、水産業を基幹とする地域経済

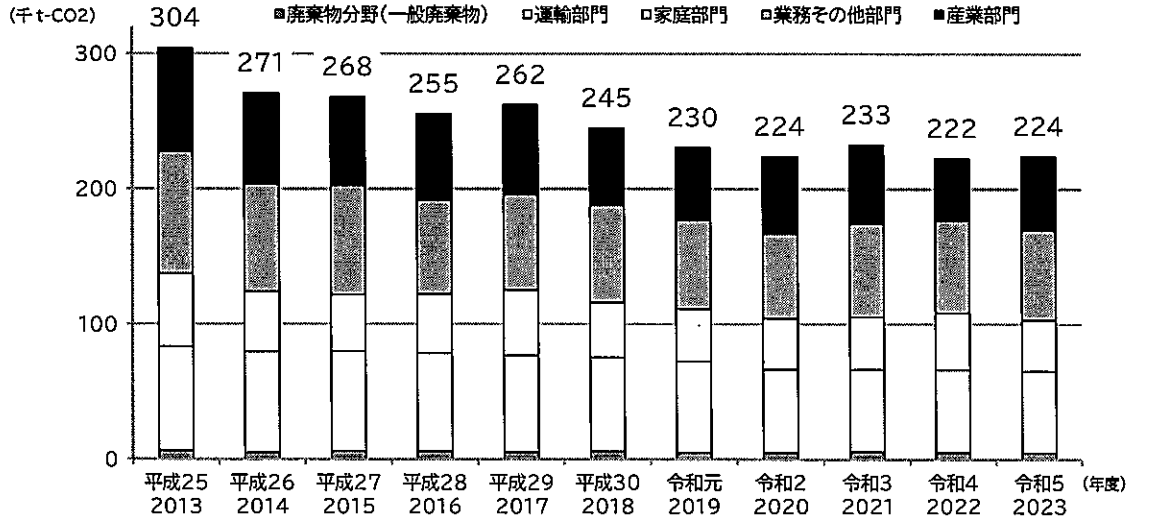
- 観光業は、本市ならではの地域資源に加えて、全国的な集客力を誇る観光施設を有するなど、多彩で魅力ある観光・交流資源に恵まれることから、特色ある観光・リゾート地が形成されており、本市の経済を支えています。(鴨川市産業振興促進計画による。)
- 長狭米としてブランド化された稲作、酪農、花き栽培を中心とする農業や、黒潮が運ぶ豊富な海洋資源を活かした県下有数の漁獲量を誇る、水産業が営まれており、古くから首都圏の生鮮食料供給地として大きな役割を果たしています。(鴨川市産業振興促進計画による。)
- ロードサイドには商業施設が多く立地し、市内各地で建設、製造、食品関連などの地場産業も営まれています。
- 就業者数の面では、第 3 次産業が 76.5%を占め、主には医療・福祉が 24.5%、卸売業・小売業が 13.9%、宿泊業・飲食サービス業が 11.3%となっています。また、第 1 次産業は 8.1%、第 2 次産業は 11.7%となっています。(国勢調査による。)
- 産業の動向としては、観光は、観光入込客数及び宿泊者数ともに、観光スタイルの多様化等に伴って例年減少の傾向となっており、旅館・ホテル・簡易宿泊所の数も減少傾向にあります。農林水産業は、農業従事者数及び漁業就業者数ともに、担い手不足の影響もあり漸減となっています。また、製造業は、製造品出荷額等こそほぼ横ばいと言えるものの、立地する事業所数及び従業者数は漸減の傾向にあります。(鴨川市産業振興促進計画による。)

2　環境の現状と課題

(1)　気候変動関連

①　温室効果ガスの排出量

- 市内の温室効果ガス排出量について、国が公表する自治体排出量カルテから把握します。国の地球温暖化対策計画にあわせ、2013(平成 25)年度を削減の基準年とします。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律が定める 7 種の温室効果ガスのうち、全県では CO_2(二酸化炭素)が 97.9%を占め、残り 2.1%がCH_4(メタン)やN_2O(一酸化二窒素)、フロン類となっています。そのことから、本計画ではCO_2を対象とします。
- CO_2の排出は、化石燃料の燃焼に由来する産業部門(製造業、農林水産業など)、業務その他部門(店舗、オフィスなど)、家庭部門(住宅)、運輸部門(自動車(マイカー、運輸業、鉄道など)と、廃棄物分野(一般廃棄物に含まれるプラスチック類の焼却)の計 5 部門に大別されます。
- 市内のCO_2排出量は、令和 5 年度で 224 千 t-CO_2 で、これは県内排出量の約 0.3%に相当します。基準年(平成 25 年度)304 千 t-CO_2 をピークにほぼ一貫して減少を続けており、基準年比約 28%減となっています。
- 部門別の比率は、業務その他 30%、運輸 28%、産業 25%(製造業 18%、農林水産業 6%、建設業・鉱業 1%)、家庭 17%、廃棄物 2%となっています。全県と比べて産業が小さく、業務その他が大きい傾向にあり、観光地のサービス業が盛んである、車社会である、農林水産業が盛んであるといった地域の特性が表れています。
- 部門別の増減率は、産業 29%減(製造業 40%減、農林水産業 44%増、建設業・鉱業 5.6%減)、家庭 30%減、業務その他 27%減、運輸 21%減、廃棄物 26%減となっています。エネルギーに起因するものでは、省エネ効果や電力供給における排出量削減が主な要因と考えられます。農林水産業部門の増加は従業員数の増加が、廃棄物分野の減少は直接焼却量の減少が、主な要因と考えられます。



資料　自治体排出量カルテ

図　部門別 CO_2 排出量の推移

表　部門別 CO_2 排出量の推移

単位　千 t-CO_2

部門＼年度	平成 25 2013	平成 26 2014	平成 27 2015	平成 28 2016	平成 29 2017	平成 30 2018	令和元 2019	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022	令和 5 2023
産業部門　小計	77	67	65	64	66	57	54	57	58	46	55
製造業	65	57	55	52	56	47	44	41	43	33	39
建設・鉱業	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
農林水産業	9	8	8	9	8	8	8	14	13	11	13
家庭部門	54	45	42	44	49	41	39	38	39	42	38
業務部門	90	80	81	70	71	72	66	63	69	68	66
運輸部門　小計	77	75	74	73	71	70	68	61	61	61	60
自動車 小計	74	72	71	70	69	67	66	60	59	59	59
旅客	36	35	34	34	34	33	32	28	27	28	28
貨物	38	37	37	36	35	34	33	31	32	31	31
鉄道	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
廃棄物分野	6	5	6	6	5	6	5	5	5	5	5
合計	304	271	268	255	262	245	230	224	233	222	224

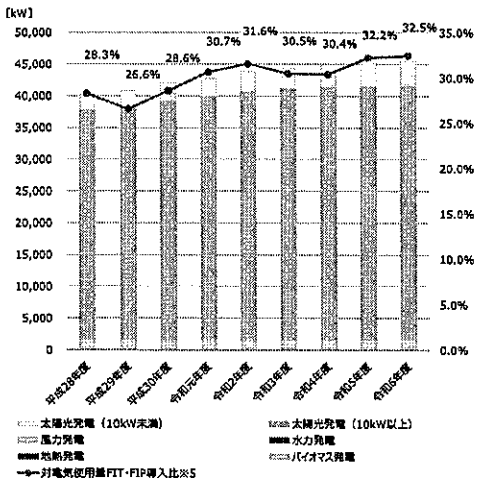
※表中の内訳と小計・合計は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。
※廃棄物分野に関して、令和 4 年度からの焼却処理民間委託により自治体排出量カルテに反映されなくなったため、令和 4 年度及び令和 5 年度は直接焼却量の推移から推計している。

資料　自治体排出量カルテ

- 森林吸収量について、市内の千葉南部地域森林計画対象民有林面積 11,485ha と、策定マニュアルの吸収係数(2.57t-CO_2/ha)から、年間約 3 万 t-CO_2 と推計されます。

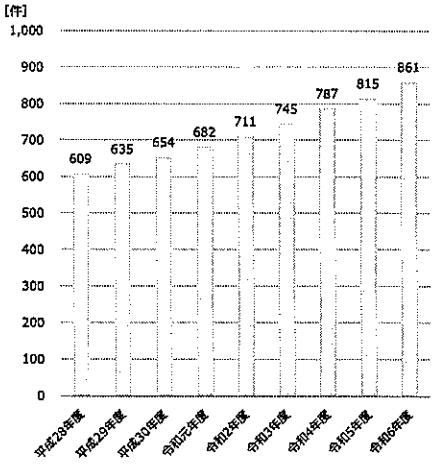
② 再生可能エネルギーの状況

- 国は REPOS(再生可能エネルギー情報提供システム)により、各種再生可能エネルギーのポテンシャル情報を提供し、自治体排出量カルテにもその一部情報を掲載しています。本計画ではそのデータを活用します。
- 市内で導入されている再生可能エネルギー(FIT・FIP 制度の対象)を設備容量でみると、令和 5 年度において、10kw 未満の太陽光発電が 9%、10kw 以上の太陽光発電が 88%、風力発電が 3%となっています。
- 市内の電力使用量に対して、FIT・FIP 制度による再生可能エネルギーの発電電力量が 32.5%あると推計されています。
- 近年、設備容量、導入件数ともに増加傾向にあります。



資料　自治体排出量カルテ

図　再エネ導入設備容量(累積)の推移



資料　自治体排出量カルテ

図　再エネ導入件数(累積)の推移

- 市内の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについて、熱量が 74 億 MJ/年、割合では太陽光発電が 47%、風力発電が 22%、太陽熱・地中熱が 31%と推計されています。現実的な活用は太陽光発電が主対象になると考えられます。
- 近年は、全国的に大規模太陽光発電施設(メガソーラー)の設置が進む傾向にあり、自然環境や生活環境との両立が避けられない課題となっています。太陽光発電にはCO_2排出削減、固定資産税増収、非常用電源確保、雇用創出などのメリットもあることから、地域住民との共生とともに、新しい売電・活用モデルへの適応を図り、地域に資する施設として活用していく可能性も考えられます。
- 再生可能エネルギー発電の導入ポテンシャルは、設備容量が 912,950kW、割合では太陽光発電が 80%、風力発電が 20%と推計されています。また、年間発電量は 1,416,872MWh/年と推計されています。
- 市内の電力使用量に対して、再生可能エネルギー発電量の導入ポテンシャルが 752.3%あると推計されています。
- 建物の屋根や敷地内に設置可能な建物系の太陽光発電の導入ポテンシャルについては、設備容量が 205399kW、年間発電量が 274208 MWh/年、市内の電力使用量に対して発電量が 145.6%あると推計されています。

③ 気候変動の予測とその影響

- 県は、千葉県気候変動適応センターを設置し、気候変動による影響や気候変動への適応に係る調査研究等を行い、情報を提供しています。また、千葉県地球温暖化対策実行計画(令和 6 年 3 月改定)に、県内の気候変動に関する情報を掲載しています。本計画ではそれらのデータを活用します。
- 気候変動の予測には 5 つの異なるシナリオがあります。以下に、パリ協定の 2 度目標が達成された状況である 2 度上昇シナリオ(RCP2.6)と、気温上昇が最大の 4 度上昇シナリオ(RCP8.5)をベースとした、県内の予測について示します。両シナリオの結果を比較することで、予測の幅を考慮することができます。

表　気候変動の予測

	2 度上昇シナリオ (RCP2.6)	4 度上昇シナリオ (RCP8.5)
年平均気温	約 1.3 度上昇	約 4.1 度上昇
猛暑日	3 日程度増加	27 日程度増加
真夏日	19 日程度増加	63 日程度増加
熱帯夜	17 日程度増加	65 日程度増加
冬日	13 日程度減少	32 日程度減少
1 時間降水量 50mm 以上の雨	約 1.9 倍増加	約 3.0 倍増加
雨の降らない日	有意な変化はみられない。	約 9 日増加
海面水温(関東の南の海域)	約 0.96 度上昇	3.02 度上昇
海面水位(日本沿岸)	約 0.39m 上昇	約 0.71m 上昇

※千葉県を平均した変化量。

資料　千葉県地球温暖化対策実行計画(令和 6 年 3 月改定)、日本の気候変動 2020(文部科学省・気象庁)を基に千葉県が作成

● 千葉県地球温暖化対策実行計画(令和６年３月改定)に記載されている気候変動の負の影響について、以下に、本市に関わりが大きい内容を整理します。

表　気候変動の負の影響

区分	懸念される影響
農林水産業関連	農産物について、高気温や乾燥等による品質・収量の低下や収穫期早期化、生育障害等。 畜産において、高気温による生産性や品質の低下等。 越冬する害虫による被害の拡大。 集中的な降雨による生産基盤の被害。 海水温上昇等による漁獲量、漁獲される種類の変化、藻場消失、磯根資源の変化等。
水環境、水資源関連	河川や湖沼の水温上昇に伴う水質の変化。 雨の降らない日や少雨の増加に伴う渇水の深刻化。 高気温化に応じた水需要の増加。
自然生態系関連	人工林での病害虫被害の増加。 気温や水温の変化に応じた生態系の変化(植物プランクトン増殖、土壌の変化、植生の遷移、生息種の変化等)。 桜開花の早期化等、生物季節の変化。
自然災害関連	洪水氾濫、土砂災害の起こりやすさの増加。 内水被害をもたらす大雨事象の増加。 高潮・高波による被害の起こりやすさの増加。 海岸浸食の進行。 強風、強い台風、竜巻の起こりやすさの増加。
健康関連	高気温化による、熱ストレス、睡眠障害、屋外活動の困難、熱中症発生、超過死亡者数の増加。 食中毒の起こりやすさの増加。 デング熱を媒介するヒトスジシマカの生息域拡大。
産業・経済活動、インフラ関連	保険損害の増加。 高気温による夏季観光快適度の低下。 砂浜減少による海のレジャーへの影響。 気象災害による生産基盤の被害。 熱ストレスによる労働生産性の低下、現場の熱中症発生の増加。 大雨事象や強風等によるインフラ・ライフラインにかかる負荷、都市基盤の被害の増加。

資料　千葉県地球温暖化対策実行計画(令和６年３月改定)を基に作成

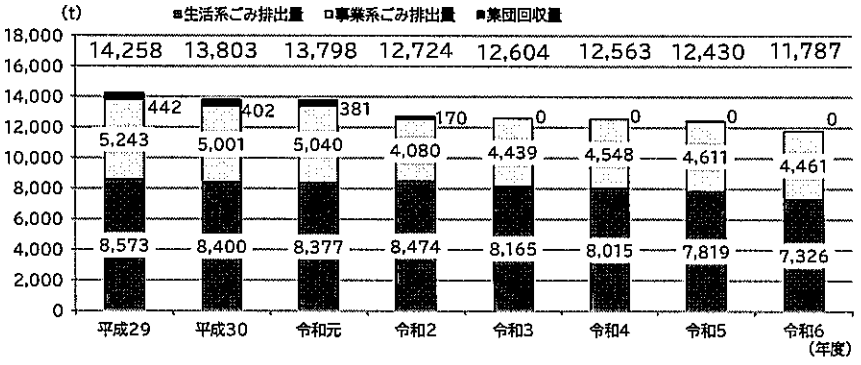
④ 気候変動に関する課題

- 2050 年カーボンニュートラルに向けて、省エネルギー化と再生可能エネルギー活用を軸とした、二酸化炭素排出削減の取組(緩和策)を進める必要があります。市内の排出量はほぼ順調に減少していますが、今後も国・県と連携して取り組むことが重要です。
- 世界的にカーボンニュートラルへの歩みが順調に進んだとしても、ある程度の気候変動が予測されていることから、気候変動の負の影響への対策(適応策)を進める必要があります。特に、健康と自然災害、インフラに関連する取組については、人命と経済に直結することを考慮する必要があります。

(2) 資源循環、生活環境関連

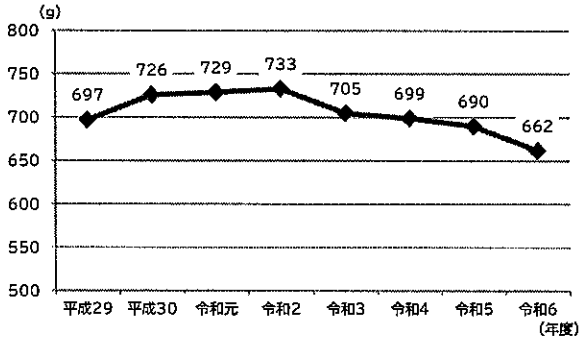
① ごみの排出量

- 本市のごみ(一般廃棄物)の排出量は減少してきていますが、市民１人１日あたりで見た場合、総排出量と生活系ごみ排出量(生活系ごみ搬入量+集団回収量)ともに、継続して県平均よりも高い水準にあります。これは安房地域市町に共通する傾向です。
- 事業系ごみは可燃ごみに限っており、総排出量に占める事業系ごみの割合が高いことも本市の特徴です。
- 本市には年間を通じて多くの観光客が訪れることから、観光客から発生するごみが地域独特の特殊要因となっています。



資料 一般廃棄物処理実態調査

図 ごみ排出量の推移



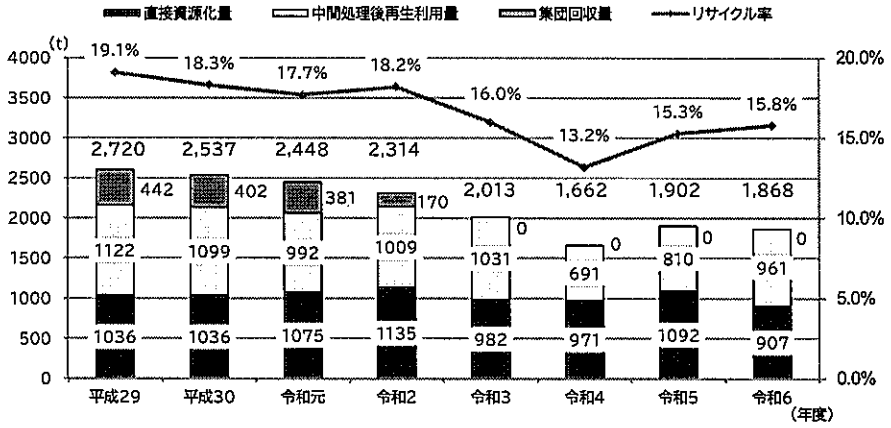
資料 一般廃棄物処理実態調査

図 １人1日あたりの生活系ごみ排出量の推移

- 燃やせるごみのうち生ごみが約 26%を占め、さらに生ごみには約 80%の水分が含まれていることから、生ごみの排出抑制と水切りがポイントとなっています。
- 本市と南房総市及び鋸南町は、平成 30 年に君津地域 4 市(木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市)の第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に参入し、6 市 1 町による共同事業として広域廃棄物処理を推進しています。令和 4 年には、鴨川清掃センターを停止し、一般廃棄物中継施設のクリーンステーション鴨川を稼働開始しました。焼却処理については、一時的に民間委託を行った後に、令和 9 年度から新施設(富津市内)での焼却処理を開始する予定です。

② 資源化の状況

- 資源化率((直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷(ごみ処理量+集団回収量)×100)は平成 29 年度の 19.1%から、令和 6 年度には 15.8%まで低下しており、県平均 22.5%よりも低い水準にあります。コロナ禍以降に集団回収がなくなったことや広域処理への移行期にあたることが低下の要因と考えられます。



資料 一般廃棄物処理実態調査

図 資源化量とリサイクル率の推移

- 資源ごみについては、空ビン、空カン、ペットボトル、古紙、古着、白色トレイ・発砲スチロールの分別収集を行っています。可燃ごみに含まれる紙類が減量化の課題となったため、特に古紙分別を呼び掛けています。
- 令和4年から、収集した資源ごみや粗大ごみはクリーンステーション鴨川で中継し、品目に応じた資源化に出しています。

③ 生活環境の状況

- 公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、地盤沈下、悪臭)について、著しい問題は生じていませんが、一部の河川水路で排水の影響が見られます。
- 生活排水処理は、合併処理浄化槽により行っています。令和 6 年度の水洗化率は 90.1%です。
- 近隣の騒音や臭気、不法投棄、ポイ捨てなど、事業活動や生活にまつわる違法行為・迷惑行為は、様々な要因や現場の状況があります。観光地であることの影響も少なくないと考えられます。
- 環境美化を推進するため、鴨川市まちをきれいにする条例を運用しています。

④ 資源循環、生活環境に関する課題

- 事業活動における公害等を防止するため、環境の監視を継続する必要があります。
- 合併処理浄化槽の普及を通じて、生活排水処理の拡充を進める必要があります。
- 近隣の騒音やポイ捨てなど身近な迷惑行為への対応、環境美化に取り組む必要があります。
- ごみの減量化と資源化の向上に向けて、3R の取組を拡充する必要があります。発生抑制を最優先とし、特に生ごみ対策と、市民・事業者の自主的取組への支援が重要です。
- 広域処理と経費合理化を着実に推進するとともに、収集運搬の効率と住民サービスに配慮を行い、適正なごみ処理を推進する必要があります。

(3) 自然共生、景観資源関連

① 森林、農地、河川、海からなる自然環境(里山里海環境)

- 本市は歴史的に農林業を地場産業として発展してきた地域で、森林は人工林と二次林からなり、平地から山間部まで農地が作られて、全体として人の暮らしと自然が強く結びついた里山といわれる環境が広がっています。
- 森林は雨水を蓄え、加茂川をはじめとした河川の水源地となっています。金山ダム、保台ダムは市内の上水道や農業用水を供給しています。河川の流れは流域の土地を潤し、土砂や栄養分を下流へ運び、森林と海の生態系をつないでいます。
- 加茂川など平野の地形と水を活かして高品質な米が作られているほか、多様な畑物、酒などの醸造も盛んです。また、大山千枚田で知られる棚田など山麓の農地は、地滑り地形の地下水と緩い傾斜、土壌の特性を活かしたものです。
- 海岸・海洋の環境は、海岸・海底の複雑な地形、陸から流入する栄養分や土砂、黒潮の流れが基になって、多様な生物が生息する場となり、良好な漁場と多彩な海産物といった海の恵みを地域にもたらしています。このように、自然と人の暮らしが共に育まれている海を里海といいます。
- 農業をとりまく産業構造の変化、人口減少と高齢化などにより、耕作放棄地・遊休地が増加しています。森林においても、林業の停滞や後継者不足を背景とした森林管理の困難があります。それらは人の管理で維持されていた土地であるため、管理がなくなり荒廃すると生態系が変わり、様々な問題の原因ともなります。

② 生物多様性

- 本市は里山里海の環境の中に、多様な生物が生息・生育しています。鴨川シーワールドでは川の源流から海へと続く地域の生態系や、国天然記念物・国内希少野生動植物種に指定されているミヤマタナゴの展示を見ることができます。
- もともと生息していなかった地域に人間の活動によって持ち込まれた生物を外来種といい、生態系や農林水産業、人の健康に影響を及ぼし問題になる場合があります。特に影響が大きい場合には侵略的外来種といいます。
- 外来種のうち国外から持ち込まれたものを外来生物といいます。特定外来生物は、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす、または及ぼすおそれがあるものとして法指定され、飼養・栽培・保管・運搬・輸入・野外放出が原則禁止となります。

- キョンは、市外のレジャー施設から逃げ出し野生化したもので、近年は急速に分布を広げています。農作物や庭木の食害が問題となっており、現在では特定外来生物に指定されています。
- そのほか特に注意すべき特定外来生物としては、植物ではオオキンケイギク、オオフサモ、ナルトサワギク、動物ではアライグマ（全県で確認）、アカゲザル（館山市、南房総市で確認）、ヒアリ、クビツヤアカカミキリなどがあります。
- ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキによる被害も発生しています。特にイノシシが農地を荒らす問題は深刻です。
- 駆除した害獣を食肉として利用することで、獣害対策を地域振興に結びつけようとする取組も、房総や県内各地で多く行われています。

③ 自然景観、地域資源

- 前原海岸をはじめとする多くの景勝地、豊かな農水産物、鯛の浦や誕生寺など各地の歴史的資源、鴨川シーワールドなどのレジャー施設を活かして、観光が主要な産業となっています。
- 変化に富む地形・地質がベースとなって、仁右衛門島や鴨川松島などの島々、湾、磯浜や砂浜、山頂の眺望、棚田など、数多くの美しい自然景観が形成されています。
- 自然景観が地域資源となり、南房総国定公園、県立養老渓谷自然公園、県立嶺岡山系自然公園の指定があるほか、首都圏自然歩道「関東ふれあいの道」が通じています。東条海岸の松林は風や砂を防ぐ保安林で、白砂青松の美しい景観を形成しています。

④ 自然景観、地域資源に関する課題

- 森林や農地の持続的な活用を通じて、土地の荒廃を防ぎ、自然環境を保全していく必要があります。
- 海岸や河川、水路、ため池の管理と保全を行うとともに、生態系への配慮を行い、健全な水循環と水辺の生物を保全することが求められています。
- 外来種や特定外来生物への対応を行い、地域本来の生態系を保全することが求められています。
- 人と自然との調和がある地域づくりのため、有害鳥獣への適切な対策を行う必要があります。
- 自然景観、自然公園や自然歩道、歴史的な名所や旧跡、公園緑地、観光施設、まちなみなどを地域共有の資源として認識し、それらの活用を持続可能な地域づくりにつなげていくことが重要です。

（4） 環境学習、協働関連

① 環境情報、啓発

- 市の WEB サイト（ホームページ）と広報かもがわにより、市政情報、イベント情報、啓発などを発信しています。WEB サイトでは、各種計画や統計・調査報告などの行政資料を公表しています。広報かもがわは、紙媒体の配布、WEB サイトでの公表、無料アプリ「マチイロ」による配信を行っています。
- 市の LINE 公式アカウントを使って、防災情報や市政情報、イベント情報などについて発

信しています。

- 各種 SNS(Facebook、Instagram、X(旧 Twitter)、YouTube)の公式アカウントを使って、鴨川市の魅力を市内外に発信しています。市公式アカウントのほか、商工観光課公式アカウント、郷土資料館公式アカウントを開設しています。
- 防災に関して、市 WEB サイト内に防災情報サイトを開設し、様々な防災情報がすぐに見れる形を作っています。また、防災行政放送と「鴨川市安全・安心メール」の配信サービスを使って、緊急情報を知らせています。

② 環境学習

- 鴨川市土曜スクール(放課後子ども教室)や、学校と地域が一緒になって子どもを育てていく仕組みをつくる「地域と学校の連携・協働体制構築事業」の中で、自然や地域資源の体験、環境学習に通じる様々な活動が行われています。
- 大学(東京大学、早稲田大学)との交流事業の中で、子どもの環境学習に通じる活動が行われています。
- 学習・交流・研修等の活動拠点として「わんぱくハウス(天津)」「小湊さとうみ学校」を開設しています。
- 県立内浦山県民の森は、森林の自然環境を活かした多目的施設で、散策やハイキング、自然体験など、自然を中心としたレクリエーションの拠点として広く活用されています。
- 県立鴨川青少年自然の家は、南房総国定公園の景勝地を活かした社会教育施設で、青少年教育、地域資源や自然の体験活動に活用されています。
- 鴨川シーワールドの展示や教育活動は、子どもの自然学習にも活用されています。

③ 協働の取組

- 環境の面では、ごみの収集、環境美化活動、緑化、防災、地域資源活用、生涯学習、学校教育など、幅広い分野で、多岐にわたる協働の取組が行われています。また、市は協働の取組を進めるための支援事業を行っています。
- 生活の環境改善と環境整備を図ることを目的に、地域住民による生活環境整備推進協議会が活動しています。花壇コンクールや清掃活動などを行っています。
- 市は、市民活動を支援するため、移動教室バスの貸出を行っています。

④ 環境学習、協働に関する課題

- 情報はあらゆる活動の基盤となります。そのため、今後も積極的な発信と啓発、社会情勢に応じた情報媒体の活用に取り組むことが求められています。
- 環境学習を通じて、環境について知り、関心を持ち、行動に移すことが重要です。特に、将来を担う世代が環境を学ぶことは、持続可能な社会づくりに向けた優先事項といえます。本市では、豊かな自然と自然を活かした各種施設を活用することが、地域性豊かな学びに結びつくと考えられます。
- 人口減少と高齢化が進む本市において、持続可能な地域づくりに向けて、行政、市民、事業者の協力・連携と、市民参加による施策推進が不可欠です。そのため、今後も環境の面からも、協働を進めていく必要があります。

3　第２次鴨川市環境基本計画の振り返り

第２次鴨川市環境基本計画の期間（平成29～令和８年度）に実施した取組を振り返り、施策推進の概要をまとめました。把握した進捗状況を踏まえて、本計画の施策や取組を検討しました。

【自然環境分野】

基本目標１　人と自然が共生し、多彩な自然の恵みを将来に受け継ぐまち

各施策について概ね順調に取組を実施しました。有害鳥獣対策は早期解決が難しい課題となっています。

方針	施策推進の概要
森林や農地の保全と活用	● 森林組合や県と連携し、森林、保安林の保全を行った。また、森林環境贈与税活用などにより中長期的に森林保全を図るための森林環境整備計画を策定し推進している。 ● 松戸市と協定を結び、市内の森林整備を都市の脱炭素につなげるカーボンオフセットの取組を行った。 ● J-クレジット制度を活用し、市内の森林整備を企業の脱炭素につなげるカーボンオフセットの取組を行った。 ● 市内北部（田原地区）における大規模太陽光発電施設（メガソーラー）建設計画に関して、防災や森林保全上の懸念が生じたため、所管する県と連携して対応にあたった。 ● 地域と連携し、農業振興や営農支援に取り組んだ。
水循環の保全と活用	● 県など関係機関との連携により、水域の保全と活用に取り組んだ。 ● 関係機関や関係者、市民・事業者と協力・協働して、河川や海の水辺環境の清掃や美化啓発の取組を実施した。 ● 河川水質の調査と情報提供、水資源の啓発を行った。また、県など関係機関と連携して水源の保全に取り組んだ。 ● 雨水排水機能の維持・向上の各種取組を実施した。
生物多様性の保全と野生生物との共存	● 特定外来生物、有害生物などについて、啓発と、必要に応じた駆除等を実施した。 ● 重点項目である有害鳥獣への対応について、鴨川市鳥獣被害防止計画等に基づき、県や地域と連携した対策を積極的に進めているが、被害は拡大傾向にある。 ● 苗目地区などで、農地や里山の環境が国の自然共生サイトに登録・認定され、絶滅危惧種や伝統的里山環境の価値が国レベルで認められた。 ● 鴨川シーワールド内に生物多様性サテライトを併設し、官民連携により県内の希少生物保護を推進している。

【快適環境分野】

基本目標２　様々な地域資源を保全・活用し、人々が地域の魅力を実感できるまち

各施策について概ね順調に取組を実施しました。ポイ捨てや不法投棄の防止は、完全な解決は難しく、継続して改善に取り組むべき課題となっています。

方針	施策推進の概要
歴史的環境、緑と水に親しめる環境の形成と活用	● 県が管理する自然公園等について、県と連携して活用に努めた。 ● 市が管理する公園緑地や野外レクリエーションの場について、再整備など活用の取組を実施した。 ● 名所旧跡等について、適正な保全を図るとともに、案内板等の充実に取り組んだ。 ● 重点項目である里山や中山間地域の地域資源の保全と活用について、地域資源総合管理施設管理運営事業。棚田倶楽部の指定管理、中山間地域等直接支払交付金による営農支援などを実施した。
身近な景観、美観の保全と活用	● 鴨川都市計画や千葉県屋外広告物条例により、良好なまちなみの形成を図った。 ● 歩道や街路灯施設の管理と整備、美化花壇の植栽と管理に取り組んだ。 ● 重点項目であるポイ捨てや不法投棄の防止について、不法投棄監視員及び監視用カメラの設置。鴨川市不法投棄監視員制度の運用、監視用カメラの設置と運用、千葉県警察環境監視員の採用を行った。 ● 重点項目である美化活動の推進について、ごみゼロ運動などの活動、海岸ボランティア清掃、ごみゼロ運動や地区一斉清掃などを実施した。

【廃棄物分野】

基本目標３　無駄にしない、資源循環型のまち

各施策について概ね順調に取組を実施しました。ごみ減量化と資源化は、鴨川市一般廃棄物処理基本計画の目標値達成が難しい状況にあり、引き続き重要な課題となっています。

方針	施策推進の概要
3R の推進	● 重点項目であるごみの排出抑制について、指定袋制や啓発に取り組み、排出量減量化に一定の成果を得たが、鴨川市一般廃棄物処理基本計画の目標値達成にはさらに大きな努力が必要な状況である。 ● 重点項目である資源化の推進について啓発に取り組み、、紙ごみ分別の向上など一定の成果を得たが、資源化率の低下や集団回収が無くなるなどで、鴨川市一般廃棄物処理基本計画の目標値達成にはさらに大きな努力が必要な状況である。 ● ごみ焼却灰資源化、公共工事における資源循環対策に取り組んだ。
ごみの適正処理の推進	● 鴨川市一般廃棄物処理基本計画を推進し、適正処理に取り組んだ。また、新たな体制での広域処理に着手した。 ● 風水害等の大規模災害に備え、鴨川市災害廃棄物処理計画を策定した。 ● 啓発や指導を通じて、ごみ出しルールの徹底を図った。

【生活環境分野】

基本目標４　健康で安心、気持ちよく暮らせるまち

各施策について概ね順調に取組を実施しました。ポイ捨てやフン害の防止は、完全な解決は難しく、継続して改善に取り組むべき課題となっています。

方針	施策推進の概要
生活排水対策の推進	● 重点項目である浄化槽利用の促進について導入支援を実施し、水洗化率が大きく改善した。 ● 生活雑排水の接続が多い市街地の市道側溝の管理を行った。
事業活動における公害等の防止	● 公共工事における騒音・振動の防止、公用車への低公害車導入などに取り組んだ。 ● 啓発・指導を通じて、野外焼却の防止、畜産公害の防止に取り組んだ。 ● 国・県と連携して、環境調査、有害物質の情報提供などに取り組んだ。 ● 小規模埋め立て等許可制度により、地下水や土壌の汚染防止を図った。
身近な迷惑行為への対応	● 重点項目である生活マナーに関する啓発について、注意看板の配布・設置を実施した。 ● 重点項目である有害鳥獣への対応について、県や地域と連携した対策を積極的に進めているが、問題の解決には至っていない。

【地球環境分野】

基本目標５　地球を大切にするまち

温室効果ガス排出量削減の目標値（平成 25 年度比 20%減）は達成しています。施策については、再生可能エネルギーの導入促進に関連するものを除いて、取組を実施しました。今後は、ゼロカーボンシティ宣言に応じた取組と、気候変動への適応策が重要となります。

方針	施策推進の概要
省エネルギーの推進	● 重点項目である省エネルギー対策の促進について、広報かもがわや市 WEB サイトなどで、啓発活動と情報提供を行った。 ● 令和4年にはゼロカーボンシティ宣言を行い、市 WEB サイトで積極的な発信を開始した。 ● 家庭での蓄電池設置や電気自動車の導入に対する支援を実施した。 ● 平成 31 年に鴨川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を開始し、令和7年に見直しを行った。事務事業における省資源、省エネ、廃棄物減量に計画的に取り組み、市有施設の省エネ化と CO_2 排出削減は順調に推移している。
再生可能エネルギーの導入促進	● 太陽光発電導入に向けた支援や市有施設への導入は行っていない。
気候変動への適応策の検討	● 市民が暑さをしのげる指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）や涼み処の確保を進めている。 ● 気候変動の影響について情報収集などを行い、第3次鴨川市総合計画（令和8年）において適応策の必要を強く認識した。

【環境学習分野】

基本目標６　一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまち

各施策について概ね取組を実施しました。全分野に通じる基盤的な施策として、効果的な方法や改善を考え、継続して取り組むことが重要です。

方針	施策推進の概要
環境情報の充実、共有	● 広報かもがわや市 WEB サイト、LINE 公式アカウントなどを活用した情報発信を行った。 ● ゼロカーボンシティ宣言を機に、エコライフの情報発信を拡充した。
環境学習の推進	● 重点項目である学校における環境学習の推進について、各教科のほか、鴨川市土曜スクール、地域と学校の連携・協働体制構築事業、大学との交流事業などの中で、様々な環境学習を行った。 ● 海水浴場での海岸清掃や環境学習を総合学習の一環として行い、海洋プラスチック問題など海洋環境の保全について学んだ。 ● わんぱくハウス（天津）、小湊さとうみ学校などの施設の活用を図った。
市民参加と協働の推進	● 市民参加の情報提供、機会づくり、相談対応などを行った。 ● 市民活動、地域活動への支援、協働の取組の実施を行った。

第４章　計画の基本的事項

1　計画の枠組み

(1)　計画について

本計画は、鴨川市環境基本条例(以下、市条例という。)第８条の規定に基づき策定する、環境分野における基本となる計画です。

同条例第 3 条に定める基本理念を踏まえ、市域の環境課題や地球環境の課題に対処するとともに、地域環境の保全と活用を通じてまちづくりに寄与し、良好な環境を将来世代に引き継いでいくことを目的とします。

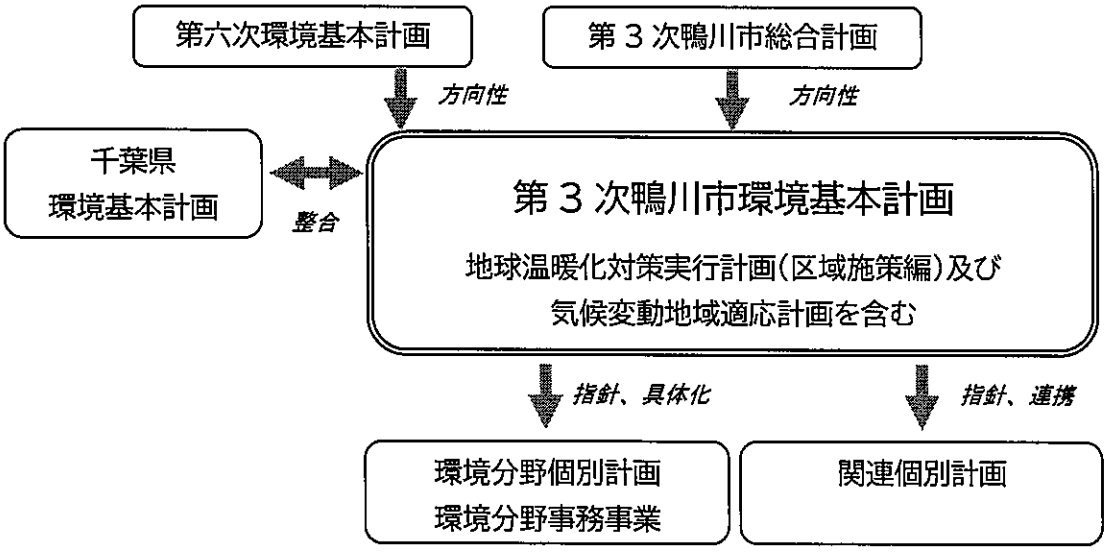
また、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)第 21 条に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と気候変動適応法第 12 条に基づく「気候変動地域適応計画」の内容を含みます。

環境の保全に関する長期的な目標を定めるとともに、上位計画として、環境分野の個別計画等に施策の基本的方向を示し、諸施策を総合化・体系化することで、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る役割を担っています。

(2)　計画の位置付け

本計画は、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針となるものです。国・県の環境施策を踏まえるとともに、上位計画である第３次鴨川市総合計画と整合し、地球環境の保全と持続可能な地域づくりに寄与します。

環境の保全に関する長期的な目標を定めるとともに、環境分野の個別計画等に施策の基本的方向を示し、諸施策を総合化・体系化することで、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。また、各分野で関連する個別計画に指針を示し、連携して取組の実施を図ります。



環境分野個別計画	関連個別計画
鴨川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 鴨川市一般廃棄物処理基本計画 鴨川市災害廃棄物処理計画	鴨川市鳥獣被害防止計画 鴨川市森林整備計画 鴨川市森林環境整備基本計画 鴨川農業振興地域整備計画 鴨川市都市計画マスタープラン 鴨川市地域公共交通計画 鴨川市法面修繕計画 鴨川市空家等対策計画 鴨川市地域防災計画 鴨川市教育振興計画 鴨川市文化財保存活用地域計画 鴨川市健康福祉推進計画 鴨川市公共施設等総合管理計画 鴨川市公共施設等個別施設計画

(3)　計画期間

本計画の計画期間は、令和９年度から令和18年度までの10年間とします。なお、社会情勢や環境が大きく変化した際には必要に応じて見直していくものとします。

(4)　計画の対象とする範囲

本計画が対象とする地域は鴨川市全体とし、環境の範囲は次のとおりとします。

分野	要素
気候変動	エネルギー(温室効果ガス排出要因として)、気候変動影響
自然環境、景観資源	自然生態系、重要な野生動植物種、有害生物種、自然景観資源、歴史的資源、レクリエーション資源等
資源循環利用	廃棄物、廃棄物処理システム
生活環境	大気質、水質、近隣環境(騒音、美観、不法投棄等)、地盤環境
環境学習	環境に関する情報・啓発、学習、 市民参加・協働

2　計画の推進と進行管理

(1)　計画の推進主体

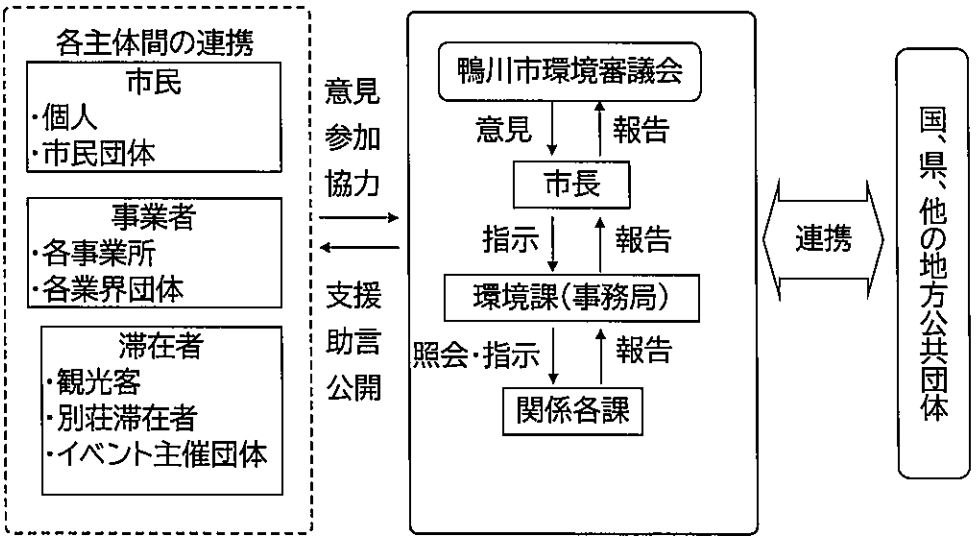
本計画の推進主体は、市民・事業者・滞在者・市です。それぞれの主体の役割は、市条例第4条から第7条までに規定されています。

主体	役割
市民	日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止および自然環境の適正な保全に努める。また、市が実施する環境の保全などに関する施策に協力し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努める。
事業者	事業活動にともなう環境への負荷の低減など、環境の保全などに自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全などに関する施策に協力する。
滞在者	旅行および滞在にともなう環境への負荷の低減、環境の保全などに努めるとともに、市が実施する環境の保全などに関する施策に協力する。
市	環境の保全などの推進を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。

(2)　推進体制

本計画を総合的に推進していくためには、市民・事業者・滞在者・市の各主体が役割を果たすとともに、市民・事業者・滞在者が参加し、市と情報や意見を交換して、様々な意見を施策の実施に活かすことが重要です。そのため、以下の体制をもって、市民・事業者・滞在者・市の互いの協力・連携を進めていきます。

また、広域的な取り組みを必要とする施策の実施に当たっては、国、県や他の地方公共団体、市民団体などと協力してその推進に努めます。



（3）　進行管理

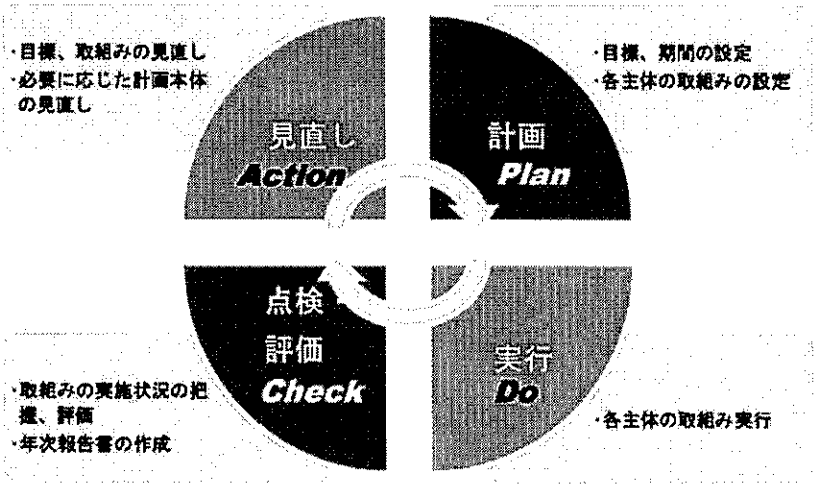
本計画の進行に当たっては、各施策の担当課から施策の実施状況等を把握し、とりまとめて公表するとともに、鴨川市環境審議会に報告し、計画の推進に関する意見を求めます。

※市一般廃棄物処理基本計画では、進行管理について以下の記載となっています。本計画についてどのように進行管理を行うかの検討材料として記載します。

本計画の実効性を確保していくためには、計画の適切な進行管理を行う必要があり、進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取組みに反映させる仕組みが重要です。

そこで、本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、「計画：Plan」「実行：Do」「点検・評価：Check」「見直し：Action」という手順によるPDCAサイクルを用い、これらを繰り返し行っていくことで計画の進捗状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。

このサイクルは、1 年を基本単位として実施しますが、点検・評価の結果や社会情勢の変化、本市の環境に大きな変化が生じた場合等には、関係機関と協議の上、計画全体の見直しも行います。



第５章　計画の目指すところ

１　望ましい環境像

※望ましい環境像について、現行の第2次計画を継承する方法もありますが、検討用として対策を仮に記載します。

本計画では、第３次鴨川市総合計画の将来都市像「健康と観光の融合都市～自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川～」を環境面から実現していくため、長期目標としての望ましい環境像を以下のように定めます。

望ましい環境像

自然の恵みを活かし、環境の変化に適応して、心豊かに暮らせるまち

～自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川～

私たちが暮らす鴨川市は、房総丘陵から太平洋にかけて広がる豊かな自然の中にあり、自然がもたらす多様な恵みを存分に受けて発展してきました。時代を遡れば、房総の海には舟が行き交い、土や水、森や海の資源に立脚する農林水産業や食品生産などで経済が発展しました。第二次大戦後の経済成長期からは、自然を活かした観光が人気となり、海水浴ブームなどもあって、観光が地域を支える産業となってきました。

また、地域の自然は、気候や海洋といった地球全体の環境と連続し、大きな生態系の一部を担っており、地球環境と一体のものとして捉えることができます。

「自然の恵みを活かし」の部分は、歴史的に地域を支えてきた自然の恵みを大切にしながら、持続的に活用して、鴨川市の豊かさにつなげたいという意図を込めたものです。

一方、今後、地球温暖化と気候変動が進行し、地球規模で環境が変わっていくと予測されています。具体的には高気温化や雨の降り方の変化、海水温の上昇、生物の生息種の変化などとなった現れ、暮らしの安全や地域の産業にも少なからず影響が及ぶと考えられます。

「環境の変化に適応して」の部分は、将来も安心して豊に暮らしていくために、また持続可能な地域社会をつくるために、今後の環境の変化に適応し、悪影響への備えをもったまちにしていくことを意図したものです。

そして、「心豊かに暮らせるまち」は、将来都市像や、国の環境基本計画が掲げるウェルビーングを受けて、環境像を締めくくる部分となっています。

2　望ましい環境像を支える基本目標

※望ましい環境像とともに、検討用として新たな基本目標の案を仮に記載します。

望ましい環境像の実現に向けて、第２次計画の進捗や現在の主要課題、わかりやすさを考慮して、以下のように3つの基本目標を定めます。また、基本目標が SDGs（持続可能な開発目標）に寄与する関係を示します。

望ましい環境像

自然の恵みを活かし、環境の変化に適応して、心豊かに暮らせるまち

～自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川～



基本目標１　【気候変動、資源循環、生活環境関連】

気候変動に強く、循環型社会とゼロカーボンを実現するまち

高気温や豪雨など気候変動の影響に対して備えがある強靭な地域であること、資源を繰り返し利用して廃棄や汚染などを最小限に抑える循環型社会であること、そして CO_2 排出量実質ゼロ（ゼロカーボン、脱炭素、カーボンニュートラルという）を実現して、安全・安心に暮らせることを目指します。



基本目標2　【自然共生、景観資源関連】

自然を大切に思い、地域資源を活用するまち

生態系の基盤である森林や農地、河川や海洋を良好に保ち、生物多様性を大切にしながら野生生物の害に対処し、自然がもたらした多彩な景観資源を持続的に活用して、豊かさを感じて暮らせることを目指します。



基本目標３　【環境学習、協働関連】

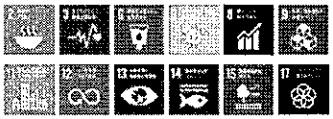
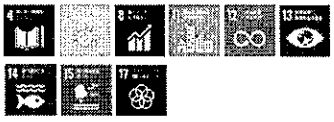
環境を理解し、将来の世代に責任を持つまち

様々な立場の人々が交流しながら、環境への知識と理解を深め、一人ひとりが責任を持って行動し、協力・連携して、良好な環境を将来世代に引き継ぐことを目指します。

3　施策の体系

望ましい環境像(案)

自然の恵みを活かし、環境の変化に適応して、心豊かに暮らせるまち
～自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川～

基本目標(案)		施策の方針(案)
 基本目標１ 【気候変動、資源循環、生活環境関連】 気候変動に強く、循環型社会とゼロカーボンを実現するまち	1	エネルギーを効率良く利用して CO_2 排出を減らすために、省エネルギー化を推進します。
	2	炭素を燃やさないエネルギーを利用して CO_2 排出を減らすために、再生可能エネルギー活用を推進します。
	3	環境の変化に対して安全・安心な地域にしていくために、気候変動の影響への適応策を推進します。
	4	資源を繰り返し利用し廃棄を減らして環境負荷を無くしていくために、3R を推進します。
	5	ごみ処理による環境負荷を抑え、住民サービスを適切に行うため、ごみの適正処理を推進します。
	6	環境汚染や騒音・振動などを防ぎ、環境をきれいに保つために、生活環境保全を推進します
 基本目標２ 【自然共生、景観資源関連】 環境を理解し、将来の世代に責任を持つまち	7	生態系の基盤を守り、自然の恵みを維持するため、森林や農地の保全と活用を推進します
	8	生態系の基盤を守り、自然の恵みを維持するため、水循環の保全と活用を推進します
	9	地域本来の生態系が保たれ、人が自然と共存していくために、生物多様性保全と鳥獣害・有害生物対策を推進します。
	10	自然を活かした魅力あるまちとして持続的に発展していくために、自然景観、歴史的環境、まちなみ、憩いの場といった地域資源の保全と活用を推進します。
 基本目標３ 【環境学習、協働関連関連】 環境を理解し、将来の世代に責任を持つまち	11	環境についての市の取組や制度、市民・事業者に求められる行動、保全・活用したい地域資源などを広く知ってもらうために、環境情報の充実と共有を推進します。
	12	環境についての学びを広げ、行動を促すために、環境学習の機会づくりや支援を推進します。
	13	市・市民・事業者が協力・連携して環境づくりに取り組むために、市民活動・地域活動への支援、参加・協働の取組を推進します。

	基本施策	行動指針

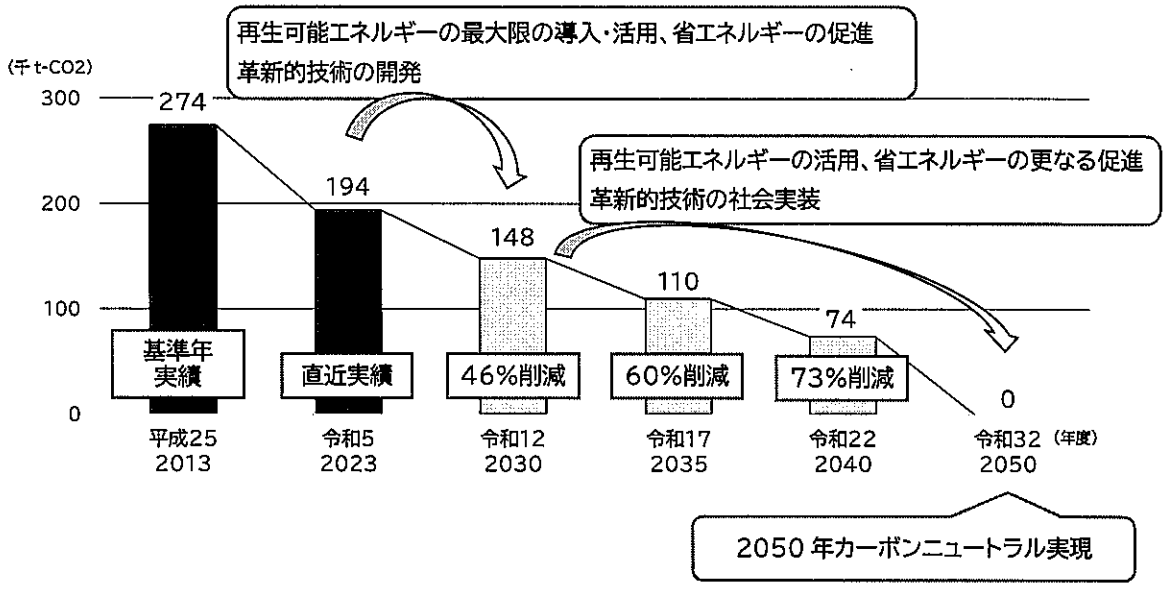
4　温室効果ガス排出量削減の目標

本計画は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含むことから、本市の温室効果ガス排出量削減目標について設定します。

本市は、国の方針にならい、令和４年8月 30 日に、令和 32（2050）年までに市内のCO_2排出量の実質ゼロを目指すこととし、ゼロカーボンシティ宣言を表明しました。

この 2050 年脱炭素（カーボンニュートラル）実現を目指し、そこに至る中期目標を国の目標を踏まえて、市域の温室効果ガス排出量削減目標を次のように設定します。

「平成 25（2013）年度を基準年として、令和 12（2030）年度までに市域の温室効果ガス排出量を 46%削減、令和 17（2035）年度、令和 22（2040）年度にはそれぞれ 60%、73%削減」



※排出量実績は自治体排出量カルテによる。
※森林吸収量３万 t-CO_2 を含む実質量。

図　2050 年カーボンニュートラルに向けたロードマップ

千葉県において、法定の７種の温室効果ガスのうちCO_2が約 98%を占めることから、本計画ではCO_2を対象とします。対象部門は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）とします。

産業部門	農林業、建設・鉱業、製造業のエネルギー消費から排出されるCO_2
家庭部門	住宅におけるエネルギー消費から排出されるCO_2
業務部門	店舗やオフィス等の業務施設におけるエネルギー消費から排出されるCO_2
運輸部門	自動車（自家用、運輸営業用）、鉄道の燃料消費から排出されるCO_2
廃棄物分野（一般廃棄物）	一般廃棄物（ごみ）に含まれるプラスチック類の燃焼から排出されるCO_2

温室効果ガス排出量は、「自治体排出量カルテ」(環境省)により把握します。この推計値は、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」(環境省)の標準的手法に基づき地方自治体ごとの温室効果ガス排出量が算定されたものです。廃棄物分野については、直接焼却量から推計します。

また、本市では、年間の森林吸収量が約３万 t-CO_2 と推計されることから、排出量からこの吸収量を差し引いた実質量で考えることとします。

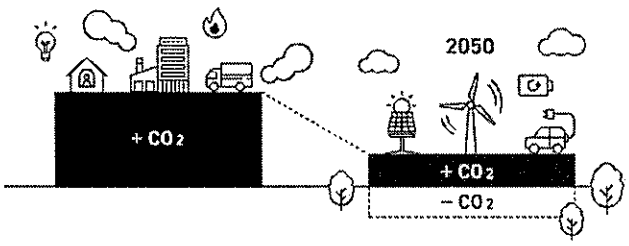


図　2050 年カーボンニュートラルのイメージ

○鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
別表第1（第24条関係）
1　ごみ（し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物）　改定案

取扱区分	種　　類		手数料	
			現　　行	改　定　案
市が収集運搬するもの	燃やせるごみ		指定袋20リットル１袋につき20円 指定袋45リットル１袋につき50円	指定袋20リットル１袋につき30円 指定袋45リットル１袋につき70円
	粗大ごみ		１点につき　500円	１点につき　500円
市の処理施設に搬入するもの	動物の死体（犬、ねこ等の死体）		１体につき　500円	１体につき　500円
	粗大ごみ		10キログラムにつき70円で、１点につき500円を限度とする。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。	10キログラムにつき100円、100キログラムを超える分は10キログラムにつき200円
	事業活動に伴って生じるごみ及び市の許可業者が搬入するごみ		10キログラムにつき160円。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。	10キログラムにつき200円
	上記以外の燃やせるごみ	破砕を要するごみが含まれているもの。	100キログラムまでは10キログラムにつき70円、100キログラムを超える分は10キログラムにつき160円。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。	10キログラムにつき100円、100キログラムを超える分は10キログラムにつき200円
		上記以外のもの	100キログラムまでは10キログラムにつき50円、100kgを超える分は10キログラムにつき160円。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。	
	（新）燃やせないごみ			10キログラムにつき100円、100キログラムを超える分は10キログラムにつき200円

別表第２（第25条関係）

種別	費　用	
	現　　行	改　定　案
第16条第1項の規定により、市長が指定した産業廃棄物	10キログラムにつき160円。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。	10キログラムにつき200円

令和８年度第２回鴨川市環境審議会

一般廃棄物手数料改定資料　2

ごみ処理手数料改定について

１、１２月議会承認後、出荷管理業者は新指定袋の作成にむけ準備開始

２、市は新証紙（７００円・３００円）を作製し、旧証紙と並行して、R9.8.1頃から販売開始する。合わせて差額証紙の作成を行う。

３、出荷管理業者は９月中旬頃から新指定袋を小売店への卸売を開始し、R9.10.1からの販売に備える。

４、小売店はR9.10.1から指定袋を販売する。

５、出荷管理業者は各小売店から旧指定袋を引き上げる。

引き上げた旧指定袋は市が買い取る

６、市は旧指定袋の使用期限を設定する。(R9.11.30まで)

７、市は差額証紙の販売を行う。販売場所は、市の公共施設とする。

スケジュール案

年月日	市	管理業者	小売店	市民
9/1/1	市民への周知		旧指定袋の販売	
	新証紙作製	新指定袋の作製		
	差額証紙作成			旧指定袋での
9/８/1	新証紙販売開始			搬出
9/9/15		新指定袋の卸売		
		り開始		
9/10/1		旧指定袋の小売	新指定袋販売	新・旧指定袋の
	旧指定袋の買取り	店からの引上げ		搬出可
	差額証紙の販売			
9/11/30		旧指定袋の使用期限		
9/12/1				新指定袋 or
				旧指定袋+差額
				証紙

5　報　告　　（1）田原地区メガソーラーについて

田原地区メガソーラー事業について、主に現状について報告する。

本市としては、現在、千葉県とともに、毎月１回実施している現地確認において、残置森林の伐採に伴う復旧作業や防災対策作業の進捗に加え、伐採木の搬出状況を確認している。

また、搬出の経路として、当初の林地開発許可では予定されていなかった、北小町にある清掃センター側から事業区域へ進入する「西アクセス経路」を利用していることも把握している。

この西アクセス路の使用については、事業者が計画変更に伴う所定の手続きを経て進入路を変更していることを、本市としても承知している。

一方、現地への重機の搬入・搬出に伴う運搬車両の通行状況については、千葉県に確認したところ、事業再開後の工事実施時には、大型の重機運搬車両が通行していた。

その通行回数については、限定的であったとのことである。

その後、工事が一時中止となったことから、現在の大型の重機運搬車両の具体的な通行状況や頻度等については、本市として詳細を把握しておらず、把握している内容は、計画区域外への伐採木の搬出に伴う２トンの小型ダンプによる通行である。

次に、事業者に対し、工事内容や工事期間、安全対策についての要請であるが、本年５月13 日、田原地区の区長より「前日に工事のお知らせが投函されていた」との情報が寄せられ、他の区長にも確認したところ、このお知らせが届いていない地区があることが判明した。

また、配布されたお知らせには、経路などの情報は記載されていたものの、作業期間や通行車両の種類、１日当たりの通行台数など、具体的な情報が十分に記載されていない状況であった。

これらの状況を受け、本市では県に情報を共有するとともに、県を通じて地域住民から寄せられた伐採木の搬出に関する事業者説明会の開催の要望を伝えたところであるが、現時点で事業者に説明会を開催する意向はないとの回答が、県を通じてあった。

また、本市が事業者へ直接確認した際には、「運搬経路となる地区の区長の連絡先を把握できず、周知を行き届けることができなかった」との説明があった。

工事や車両の通行に関する地域住民への周知については、事業者が責任を持って適切に行うべきものであると考える。

本市としては、今回の周知において、工事内容や車両通行による生活への影響を住民

の皆様が判断するために必要な情報が十分に提供されていなかったものと認識している。

今後、地域住民の生活に影響を及ぼす工事や車両の通行を行う場合には、事業者の責任において事前に、かつ具体的な内容をもって周知すること、そして、その際にはあらかじめ本市にも相談するよう要望しているところである。

併せて、地域住民の皆様の不安や懸念をしっかりと受け止め、事業者との適切な情報共有が図られるよう、必要に応じて調整を行う。

次に調停申立てについてであるが、令和７年５月９日に事業者に対し、協定の履行と広い範囲での説明会を求め、千葉地方裁判所館山支部館山簡易裁判所に調停の申立てをしたものであるが、本調停で相手方に求めた内容は、次のとおりである。

１点目として、太陽光発電事業工事等の施工、管理を行う鴨川市内の業者名である。

２点目として、本件太陽光発電事業の融資先の大手都市銀行を主幹事とするシンジケートによる資金計画書である。

３点目として、本件太陽光発電事業の中止などに伴う事業用設備等の撤出・処分に係る費用の計画である。

４点目として、造成工事の水害や汚水の発生、周辺河川への影響についての具体的な対策である。

５点目として、有害鳥獣対策の段階的な対応に関する具体的な対策である。

６点目として鴨川市民を対象とした広い範囲での説明会の開催についてである。

調停の進捗であるが、令和７年７月３日に館山簡易裁判所で行われた第１回調停期日においては、双方の折り合いがつかなかった。

その後の本市の対応としては、代理人弁護士と協議の下、令和７年８月２７日付けにて、館山簡易裁判所を通じて相手方に対し、再度、協定の履行と広い範囲での説明会を求め、書面での主張を行ったところ、令和７年１０月１５日付けで相手方から、これに対する主張があったため、その内容について報告する。

協定の履行、１点目の施工・管理を行う鴨川市内の業者名、２点目の資金計画書、４点目の水害や汚水対策について、相手方は、必要に満たしたものを提出しているといった、これまでの主張を繰り返すものであった。

事業の中止などに伴う、事業用設備等の撤出・処分に係る費用の計画については、国の太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度が確立していることから、市として一旦撤回している。

有害獣対策については、市は対策を行った現地の確認を行い、必要に応じて対応を協議するといった一定の譲歩をなした案を提示したところ、相手方は、有害獣対策の確認作業については、「理由なく拒否するものではない」といった回答があり、現地確認を行っている。

広い範囲での説明会の開催については、協定を超える過度の要求であり、拒否するというものであった。

その後に至っては、令和７年10 月28 日に本市も同行している県の現地確認において、林地開発行為の許可条件に違反する伐採が確認され、県は事業者に対し、工事の一時中止と復旧措置計画書の提出などの指導を行い、さらに令和８年１月９日に経済産業省が、令和５年３月31 日付けにさかのぼり、当該メガソーラー計画のＦＩＴ認定が失効していることを確認した。

このようなことから、本市は代理人弁護士と協議の下、令和８年１月21 日付けで、相手方に対し、開発を継続するのか中止するのか、仮に中止した場合、原状回復義務が生じるが、土砂などの残置物や安全対策について、復旧の日程、方法、範囲などを具体的に示す客観的な資料の提出を求める書面を館山簡易裁判所に提出した。

これに対し、相手方は、令和８年２月１０ 日付けにて、釈明を求める法的根拠が不明とした上で、開発の継続については「検討中」であり、土砂などの残置物や安全対策については回答する必要がないとの反論があった。調停の進捗は以上である。

続いて、今後の残置森林の復旧作業及び防災対策作業の終了時期についてである。

現在、千葉県の指導のもとで進められている、許可条件違反により伐採された残置森林の復旧については、伐採が確認された13 箇所、合計約2.4 ヘクタールのうち、技術的課題が比較的少ない７箇所、約0.23 ヘクタールにおいて、コナラやヤブツバキなど約550本の植栽が完了している。

残る６箇所についても、植栽に向けた伐採木の片付け作業などが順次進められており、すべての復旧が完了するまでには、なお一定の期間を要するものと承知している。

また、防災対策作業についても、対象となる３箇所のうち２箇所が完了しており、残る箇所についても、現在、伐採木の片付けや土砂流出防止柵の設置、作業に必要となる作業用道路の整備などが進められている。

全体の終了時期の見通しについては、千葉県においても、現時点で具体的に申し上げられる段階にはないとの見解が示されている。

次に、苗木の植栽状況について、先ほどの報告と重複する部分もあるが、現在、７か所については技術的な課題が少ないことから、試験的に先行して復旧計画が承諾され、植栽が行われたが、残りの６か所については、有識者会議の提言を踏まえた復旧計画となるよう県が事業者と協議を進めていると伺っている。

苗木の植栽は、残置森林における将来的な森林の回復を目的とするものであり、土砂流出防止柵などの防災対策とは目的が異なるものと認識している。

現在、防災対策作業については、対策実施予定の３箇所のうち、２箇所で対策が完了し、計15 基の防止柵が設置されており、残る１箇所についても対応が進められていると県から伺っており、内容については、県において専門家にも相談していると伺っている。

有識者会議の提言においては、シカやキョンなどが生息している地域であることから、復旧箇所の周辺で食害が確認された場合には、苗木を保護するツリーシェルター等の獣害対策を実施することが効果的であるとされている。

現在、試験的に先行植栽された箇所及びその周辺において、シカやキョンなどによる食害の発生状況を経過観察しているところである。

有識者会議の提言では、ツリーシェルター等を一律に設置するというものではなく、食害が確認された場合に、その状況に応じて対策を講じることが効果的であるとの趣旨と認識している。

次に、現地確認であるが、県と市は連携して現地の状況を注視するため、令和７年２月から、毎月継続して行っており、今後も継続していく。

また、事業の実現可能性を見極めるために、市と事業者との協定の項目の１つとして資金計画書の提出を求めているが、事業者から提出された資金計画書は銀行の残高証明書等の客観的な裏付資料の添付がなく、事業者が作成したもののみで、市として到底認められるものではないため、継続して求めていく。

本市としても、事業者と地域との共生は課題の一つとして捉えており、まずは協定の履行について、継続して求めていく。

今後であるが、他の事業者の優良事例なども参考にしながら、事業者と地域との共生に向けて、検討していく。

次に、地元への説明のあり方についてである。

令和６年12 月の地元への説明において、某市議からのご指摘を踏まえ、市民の皆様

に説明する計画については、まず県に申請し、県による確認・審査を経た内容を説明する方が適切であるとの考えから、県と市で協議してきたところである。

これは、県による確認前の計画を説明した場合、その後の審査によって内容が変更される可能性もあることから、県の確認を経た計画を説明する方が、市民の皆様に対してより正確な説明ができるとの考えによるものであり、申請後であっても計画への反映は可能であると伺っている。

また、本市から事業者に対し、市民の皆様に計画を説明する機会を設けることが重要である旨を伝え、住民説明会の開催を求めているところである。

住民説明会は、市民の皆様の承諾を得ることだけを目的とするものではなく、県の確認を経た計画について説明するとともに、そこで出された意見や要望を事業者が受け止め、県が森林審議会に諮問するなどの手続に進む前に、解決や改善に向けて、できることを対応していくことが重要であると認識している。

したがって、説明会で出された意見について、必ずしも計画そのものを変更するということではなく、市民の皆様からいただいた意見や要望について、事業者において対応可能なものを検討し、課題の解決に努めることが重要であると考えている。

次に、先ほども触れた残置森林の復旧についてであるが、許可条件違反による残置森林の復旧作業については、行政指導によって復旧に必要な行為を求めているものである。

復旧作業の完了については、植栽した苗木が15 年後の成木になった時点を一律の基準とするものではなく、県において、復旧計画や関係する技術指針等を踏まえて確認していくものと認識している。

次に、防災対策についてであるが、防災対策作業は、工事が一時中止している中で地域の安全性確保のため、継続されているものであり、「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」第16 条の規定による緊急措置命令は行っていないものと認識している。

次に、千葉県が事業者に対して行っている行政指導であるが、許可条件違反により伐採された残置森林の復旧作業及びFIT 認定失効に伴う事業計画の確認の２項目である。

まず、残置森林の復旧状況については、先ほどご報告申し上げたとおりである。

次に、FIT 認定失効に伴う事業計画の確認については、県において、事業者から提出された資料を精査しながら、やりとりを続けているところと伺っている。

なお、進捗状況については、令和８年第２回市議会定例会以降、大きな変化はないものの、県の指導のもと、着実に進められているところである。

次に、「有識者会議以降の現地確認方法等」について、現地確認の実施については、県が実施する現地確認に、本市の農林水産課及び環境課の職員が同行し、現地の状況確認と情報共有に努めてきた。

この現地確認においては、令和６年12 月に林地開発再開届が提出されたことを受け、、令和７年２月以降、毎月継続して実施しており、これまでに延べ20 回行ってきたところである。

その具体的な現地確認の方法であるが、残置森林の復旧作業や防災対策の進捗状況について、現場での聞き取りや確認が行われている。

また、実際に植栽箇所をまわり、植栽の定着状況についても、県とともに確認を行っているところである。

引き続き、許可権者である県による現地確認に本市も同行し、現地の状況をしっかりと把握するとともに、県と緊密に連携しながら、適切に対応していく。

次に、情報提供に対する本市の考えについて、本事業については、市民の皆様の関心が高い事案であり、進捗状況等について適時適切に情報提供を行っていくことが重要であると認識している。

これまでも本市のホームページにおいて、関係機関との連携により得られた情報について、可能な範囲で情報提供を行ってきた。

また、千葉県のホームページにも関連情報が掲載されていることから、本市のホームページから千葉県のホームページへリンクを設定し、県が公表している情報も確認していただけるよう努めている。

次に、景観法に基づく規制であるが、大規模太陽光発電施設の設置において、地域の固有の景観を守る極めて有効な手法であると認識している。

しかしながら、景観法は「景観の維持・形成」を主目的とする包括的な法律であり、パワーコンディショナの稼働音や反射光による住環境への影響、事業終了後の撤去担保など、太陽光発電特有の具体的な課題に機動的かつ十分対応しきれない側面もある。

現在、本市では景観計画や景観条例が未策定であり、新たに計画を策定し法的拘束力を持つ規制体系を確立するには、基礎調査や合意形成など多大な期間を要するのが実情であり、メガソーラー開発を巡る懸念は現在進行形の課題であるとともに、早期の対応が求められている。

そこで本市としては、まずは早期の制度化が可能な「太陽光発電事業に特化した指導要綱」での対応を考えていたが、国や県による太陽光発電事業に対する規制強化が進め

られており、県においては、千葉県太陽光発電施設の規制に関する条例案を本年中に議会に上程すると伺っている。

こうした状況を注視し、改めて本市としての必要な対応を図るとともに、中長期的な課題として、先進地の事例を研究し、本市における景観計画等のあり方についても検討を進めていきたい。

最後に、去る９月定例市議会における、現地確認に参加した副市長のコメントである。

千葉県から行政指導を受けている残置森林の復旧や事業者が実施している防災対策作業について、現在の進捗状況等を自ら確認するため、去る7 月24 日に実施された千葉県の現地確認の際、本市の担当課職員とともに同行させていただきました。

現場の状況であるが、伐採木の撤去・搬出作業が進められていたほか、植栽による残置森林の復旧作業や雨水等による土砂の流出を防ぐための防災対策についても、順次作業が進められている旨の説明を受け、その現場の一部の案内も頂いた。

今般の現地確認により、書面や報告等では把握しにくい実際の状況を見て、聞くことができたものと認識をしているものの、未だ復旧対応や防災対策が完了した訳ではなく、千葉県との連携を図りながら、適切な現地確認等を継続していく必要があるものと認識をした。

本市としては、市民の皆様の安全・安心を第一に考え、地域環境や市民生活等との共生を図っていくため、引き続き千葉県とともに、関係法令等を踏まえた適切な措置が講じられるよう対処していかなければならないものと感じている。

以上が、副市長のコメントである。

鴨川市環境審議会における、メガソーラー事業の報告について、去る令和８年８月３日に開催された、第１回環境審議会において、委員の皆様からは、特段のご意見等はなかったところであるが、今後も現状等の報告を行いつつ、ご意見等を賜って参りたいと考えている。

報告は以上である。